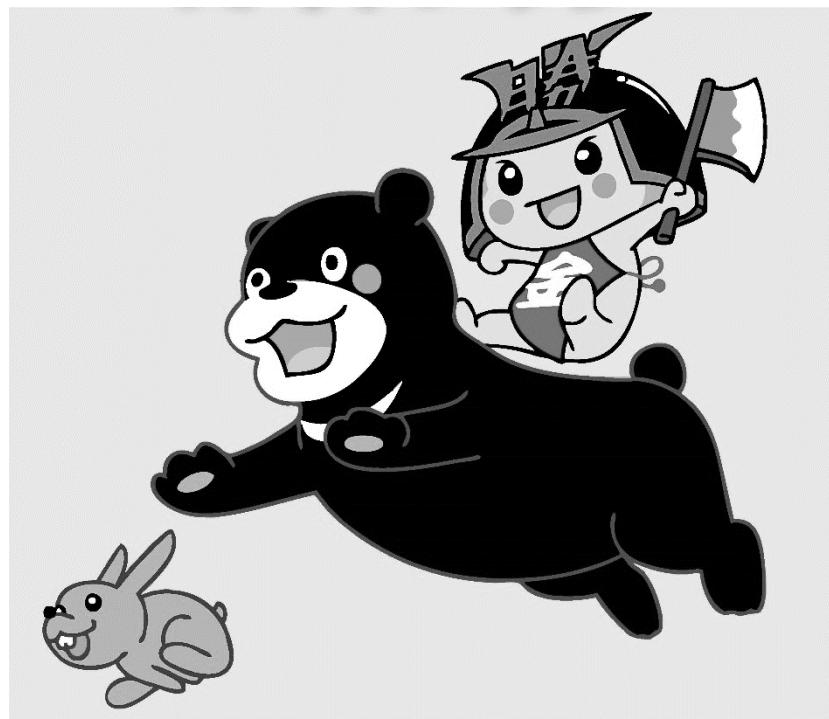


# 勝央町一般廃棄物処理基本計画



令和4年3月

勝 央 町



## 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 はじめに.....               | 1  |
| 第1節 計画改定の趣旨 .....           | 1  |
| 第2節 計画の位置づけ .....           | 1  |
| 第3節 計画の期間、目標年度.....         | 3  |
| 1. ごみ処理基本計画.....            | 3  |
| 2. 生活排水処理基本計画.....          | 3  |
| 第4節 計画対象範囲.....             | 4  |
| 第2章 地域概況 .....              | 5  |
| 第1節 地域概況 .....              | 5  |
| 1. 位置と地勢 .....              | 5  |
| 2. 気候.....                  | 6  |
| 3. 人口及び世帯数 .....            | 7  |
| 4. 土地利用状況 .....             | 10 |
| 5. 産業別就業者数 .....            | 11 |
| 第2節 国及び県のごみ処理行政の動向.....     | 12 |
| 1. 国の関係法令・計画・方針等 .....      | 12 |
| 2. 岡山県廃棄物処理計画.....          | 17 |
| 3. 岡山県のごみ処理の状況.....         | 18 |
| 第3章 ごみ処理基本計画 .....          | 23 |
| 第1節 ごみ処理の現状と課題.....         | 23 |
| 1. ごみ処理体制 .....             | 23 |
| 2. ごみ排出量.....               | 31 |
| 3. 再資源化量 .....              | 32 |
| 4. ごみ処理経費 .....             | 33 |
| 5. 勝央町のごみ処理の課題 .....        | 34 |
| 第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み.....     | 35 |
| 1. 人口の将来予測.....             | 35 |
| 2. ごみ排出量の将来予測 .....         | 36 |
| 3. ごみ減量化等の数値目標 .....        | 38 |
| 第3節 基本方針 .....              | 42 |
| 1. ごみの適正な処理に向けた基本方針 .....   | 42 |
| 第4節 ごみの排出抑制及び資源化の方策.....    | 43 |
| 1. 役割分担 .....               | 43 |
| 2. 普及啓発、情報提供及び環境教育の充実 ..... | 44 |
| 3. 家庭系ごみの発生抑制 .....         | 46 |
| 4. 事業系ごみの発生抑制 .....         | 48 |
| 5. 再資源化の推進 .....            | 49 |
| 第5節 収集・運搬計画 .....           | 50 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 収集・運搬計画 .....                  | 50 |
| 2. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分 ..... | 50 |
| 第6節 中間処理計画 .....                  | 51 |
| 1. 中間処理対象物と処理方法 .....             | 51 |
| 2. 施設の適正管理 .....                  | 53 |
| 第7節 最終処分計画 .....                  | 54 |
| 1. 最終処分対象物と処分方法 .....             | 54 |
| 2. 施設の適正管理 .....                  | 54 |
| 第8節 その他 .....                     | 55 |
| 1. 不適正処理・不法投棄の防止 .....            | 55 |
| 2. 災害時の廃棄物処理 .....                | 55 |
| 3. 医療廃棄物の扱い .....                 | 55 |
| 4. 不用品回収業者の扱い .....               | 55 |
| 第4章 生活排水処理基本計画 .....              | 57 |
| 第1節 生活排水の排出の状況 .....              | 57 |
| 1. 生活排水処理の状況 .....                | 57 |
| 2. し尿・汚泥の排出状況 .....               | 60 |
| 3. し尿処理施設の状況 .....                | 61 |
| 4. 公共下水道の状況 .....                 | 62 |
| 5. 農業集落排水施設の状況 .....              | 63 |
| 6. 合併処理浄化槽の状況 .....               | 64 |
| 7. 既定計画で設定された目標の達成状況 .....        | 64 |
| 8. し尿等処理経費 .....                  | 65 |
| 9. 生活排水処理の課題 .....                | 66 |
| 第2節 生活排水処理の基本方針等 .....            | 67 |
| 1. 生活排水処理に係る理念、目標 .....           | 67 |
| 2. 生活排水の処理主体 .....                | 67 |
| 3. 生活排水処理区域 .....                 | 67 |
| 4. 生活排水処理に係る基本方針 .....            | 68 |
| 5. 生活雑排水の適正処理に向けた啓発への取組み .....    | 69 |
| 6. 净化槽の適正管理に向けた啓発への取組み .....      | 69 |
| 第3節 生活排水処理基本計画 .....              | 71 |
| 1. 生活排水の処理計画 .....                | 71 |
| 2. 生活排水を処理する人口等 .....             | 72 |
| 第4節 その他 .....                     | 77 |
| 1. 災害廃棄物対策 .....                  | 77 |
| 第5章 計画の進行管理 .....                 | 79 |
| 第1節 計画進行管理手法 .....                | 79 |

# **第1章 はじめに**



## **第1節 計画改定の趣旨**

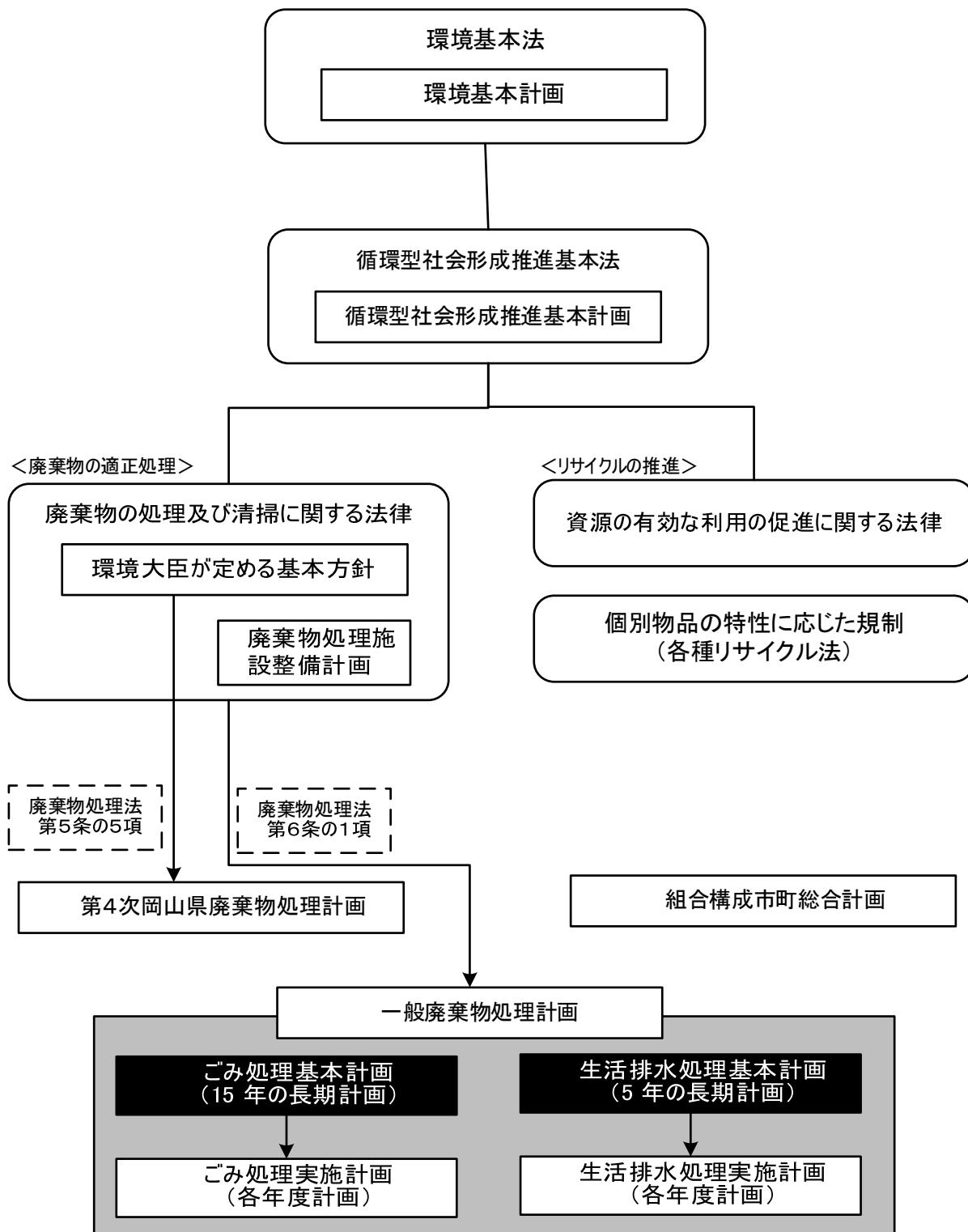
津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町の1市4町は、平成21年4月1日に津山圏域資源循環施設組合(以下「組合」という。)を設立し、約7年後の平成28年3月に津山圏域クリーンセンターが完成しました。津山圏域クリーンセンターでは、圏域で発生する一般廃棄物の適正な処理・処分を統合的に行っていきます。

勝央町(以下「本町」という。)は、平成29年3月に一般廃棄物処理基本計画(ごみ編、生活排水編)(以下「既定計画」という。)を策定し、当該計画に則り廃棄物行政を行っています。既定計画の見直し年度である令和3年度は、これまでの取組みの成果を検証したうえで、今後必要となる施策の方針等を見直すものとします。

## **第2節 計画の位置づけ**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という)第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならないとされています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)、②これに基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から成り、ごみに関する部分と生活排水(し尿及び生活雑排水)に関する部分の基本となる計画です。



## 第3節 計画の期間、目標年度

### 1. ごみ処理基本計画

本計画の期間は、目標年度等は「ごみ処理基本計画策定指針(平成25年6月、環境省廃棄物対策課)」に準じて設定しています。

計画期間は、平成29年度を初年度とした15年間であり、令和13年度を目標年次、令和3年度と令和8年度を中間目標年次として設定しています。

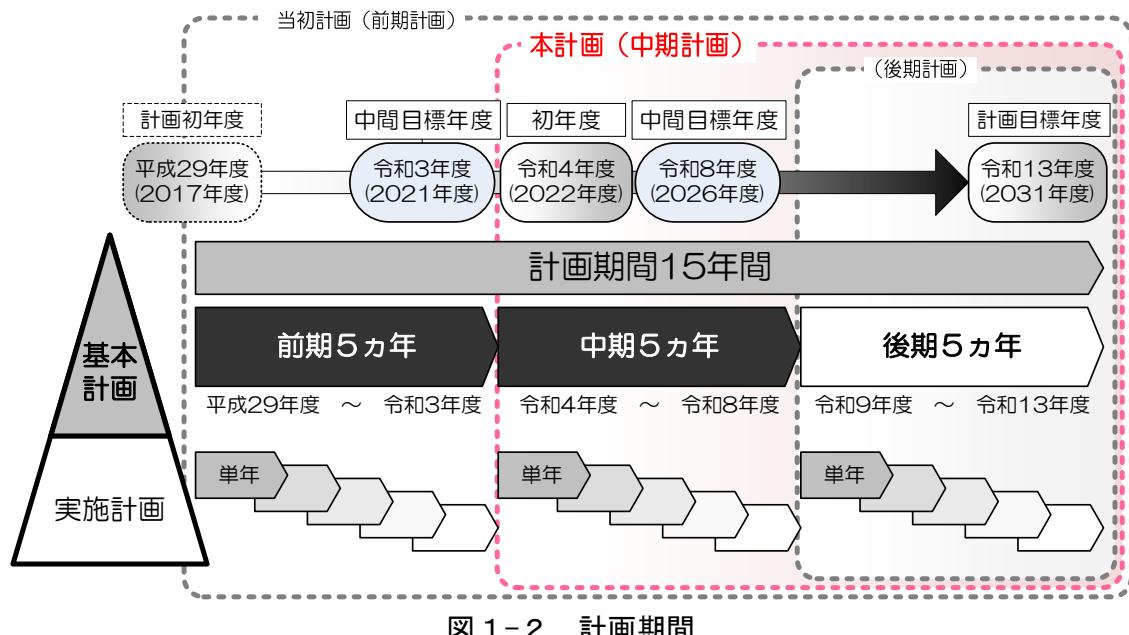


図 1-2 計画期間

### 2. 生活排水処理基本計画

計画期間は、令和 4 年度を初年度とした5年間であり、令和8年度を最終年次として設定しています。

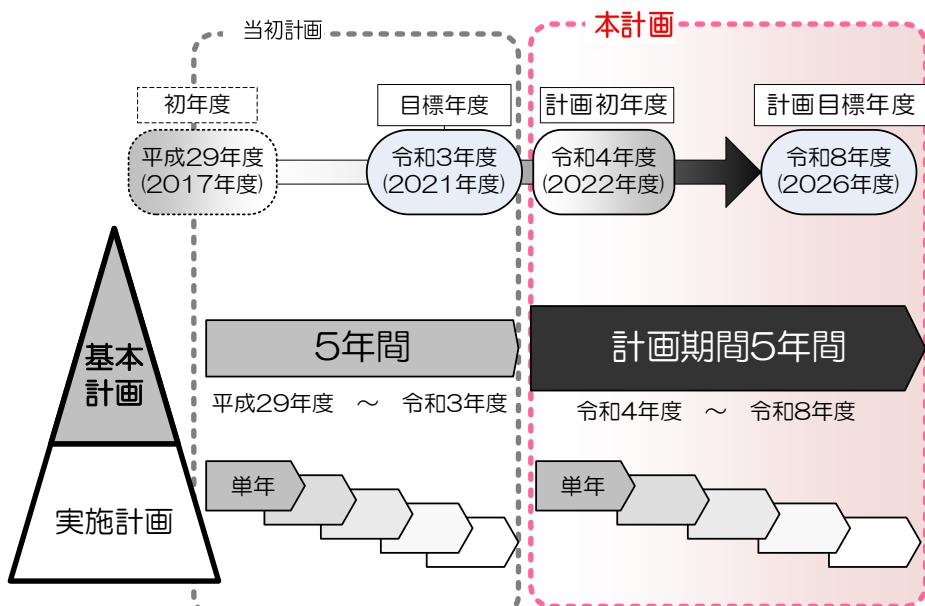
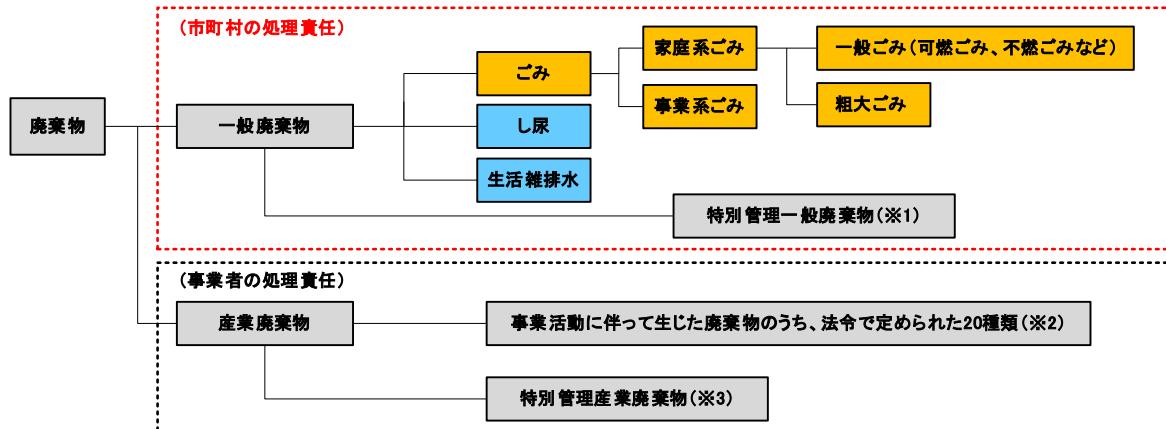


図 1-3 計画期間

## 第4節 計画対象範囲

ごみ処理基本計画では、市町村の処理責任に位置づけられている一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象としています。生活排水処理基本計画では、当該一般廃棄物のうち、「し尿」及び「生活雑排水」を対象としています。



注1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

注2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉛さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。

注3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

図 1-4 計画対象廃棄物

## **第2章 地域概況**



## 第1節 地域概況

### 1. 位置と地勢

本町は岡山県の北東部に位置し、北は奈義町、東は美作市、南は美咲町、西は津山市に接する総面積54.05km<sup>2</sup>の町です。また、中国山地の主峰、那岐山の南にあり、本町の中央部を北から南に貫流する一級河川吉井川の支流である滝川の沿線に広がる盆地と、それを取りまくならかな丘陵地が農用地として利用されています。市街地は本町南部勝間田・高取地区を通る国道179号線に沿って形成されており、全国的にも有数の規模を誇る内陸型工業団地である勝央中核工業団地と新勝央中核工業団地が立地しています。



図2-1 勝央町の位置図

## 2. 気候

気候は、津山盆地を中心とした内陸性の気候で、近隣の気象観測所の観測データによると、過去5年の年間平均気温及び総降水量は、津山観測所でそれぞれ13.7°C~14.7°C、1,160.0mm~1,963.0mm、奈義観測所でそれぞれ13.1°C~14.1°C、1,200.0mm~1,821.0mmとなっています。

表 2-1 気温と降水量

| 項目        | 年        | 平成28年<br>2016年 | 平成29年<br>2017年 | 平成30年<br>2018年 | 令和元年<br>2019年 | 令和2年<br>2020年 |
|-----------|----------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| 津山<br>観測所 | 平均気温(°C) | 14.7           | 13.7           | 14.4           | 14.5          | 14.7          |
|           | 総降水量(mm) | 1,668.5        | 1,582.5        | 1,963.0        | 1,160.0       | 1,510.0       |
| 奈義<br>観測所 | 平均気温(°C) | 14.1           | 13.1           | 13.7           | 13.8          | 14.0          |
|           | 総降水量(mm) | 1,729.5        | 1,515.5        | 1,821.0        | 1,200.0       | 1,597.5       |

資料:気象庁ホームページ

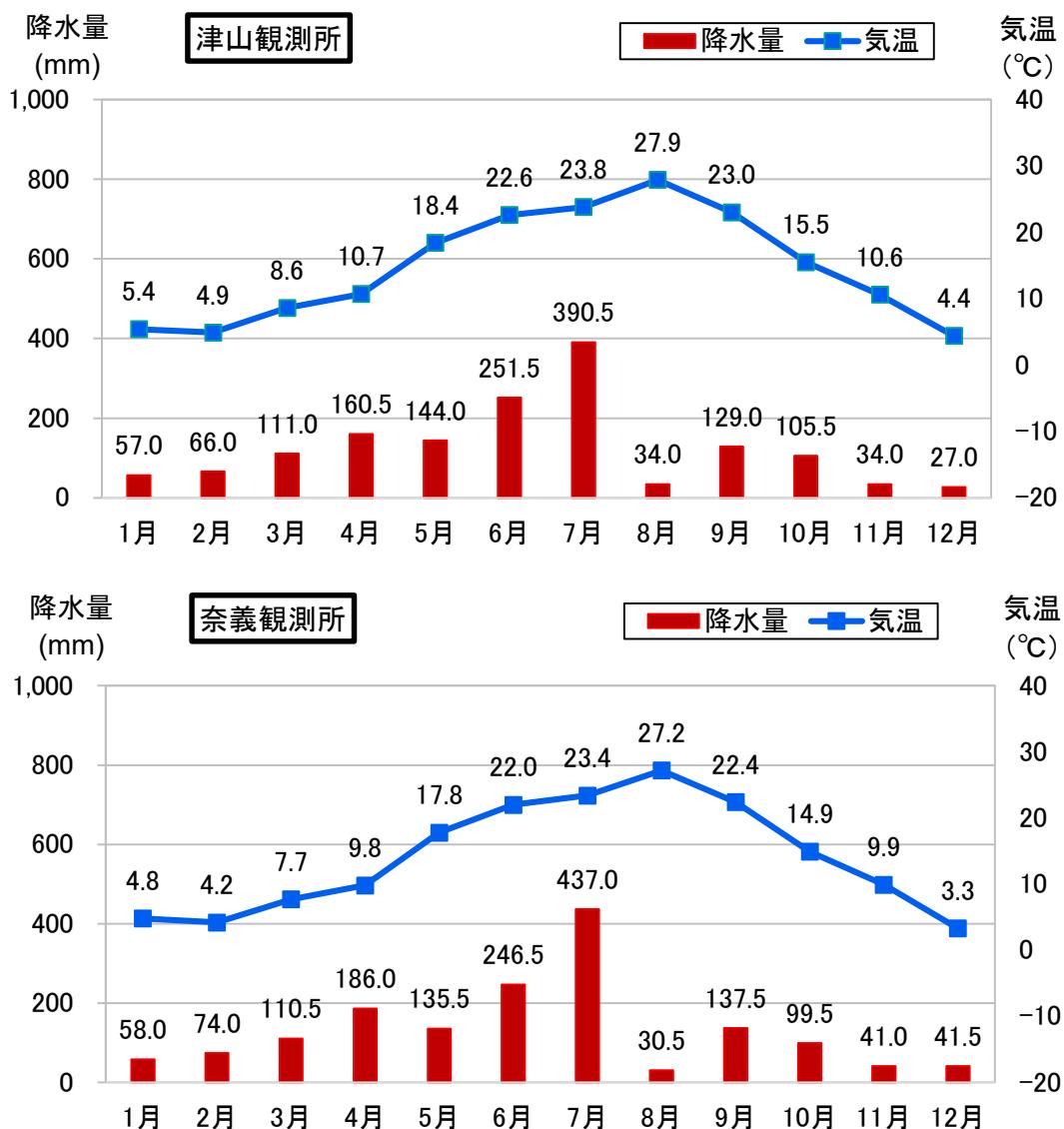


図 2-2 気温と降水量 (令和2年)

### 3. 人口及び世帯数

#### (1) 人口及び世帯数

本町の人口は、減少傾向で推移しており、令和2年度の国勢調査時では10,888人で、平成27年度調査と比べて237人の減少となっています。

表2-2 人口の推移

|         | 平成7年度<br>(10月1日) | 平成12年度<br>(10月1日) | 平成17年度<br>(10月1日) | 平成22年度<br>(10月1日) | 平成27年度<br>(10月1日) | 令和2年度<br>(10月1日) |
|---------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 勝央町(人)  | 11,669           | 11,428            | 11,263            | 11,195            | 11,125            | 10,888           |
| 岡山県計(人) | 1,950,750        | 1,950,828         | 1,957,264         | 1,945,278         | 1,921,525         | 1,888,432        |

資料:岡山県庁ホームページ(統計分析課)公表データ

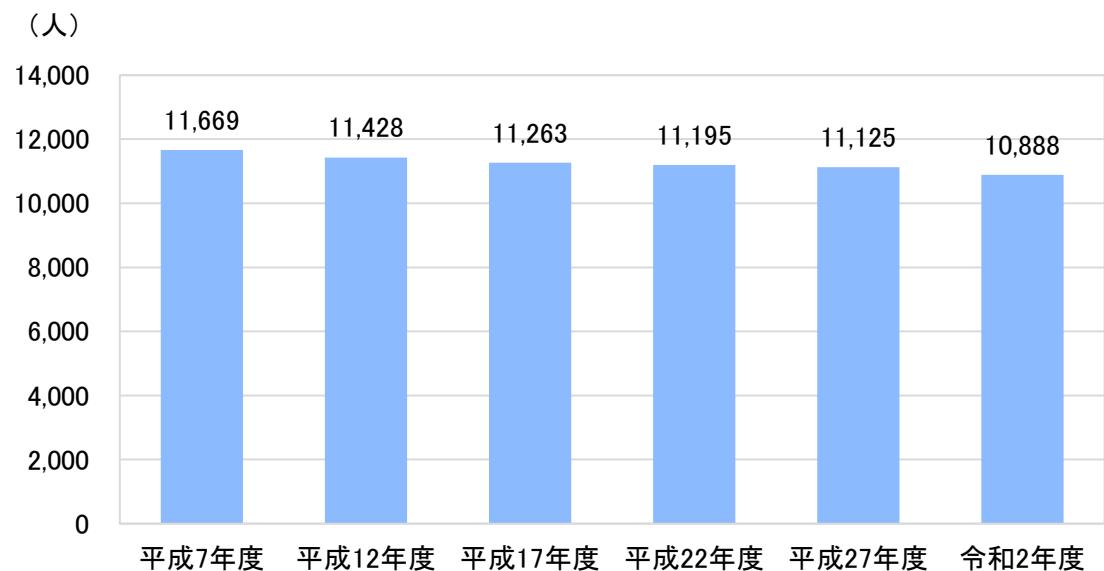


図2-3 人口の推移

また、世帯数は4,089世帯で、1世帯当たりの人員は2.7人となり、岡山県全体の値(2.4人／世帯)と比較すると、やや高い状況です。

一方、人口密度は201人／km<sup>2</sup>であり、岡山県全体の値(265人／km<sup>2</sup>)と比較すると低くなっています。

表2-3 世帯数の状況

|       | 人口       |          |           | 総世帯数<br>(世帯) | 1世帯<br>当たり<br>人員<br>(人/世帯) | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) |
|-------|----------|----------|-----------|--------------|----------------------------|--------------------------|------------------------------|
|       | 男<br>(人) | 女<br>(人) | 計<br>(人)  |              |                            |                          |                              |
| 勝央町   | 5,204    | 5,684    | 10,888    | 4,089        | 2.7                        | 54.05                    | 201                          |
| 岡山県全体 | 908,045  | 980,387  | 1,888,432 | 801,409      | 2.4                        | 7,114.33                 | 265                          |

資料:岡山県庁ホームページ(統計分析課、令和2年10月1日現在)

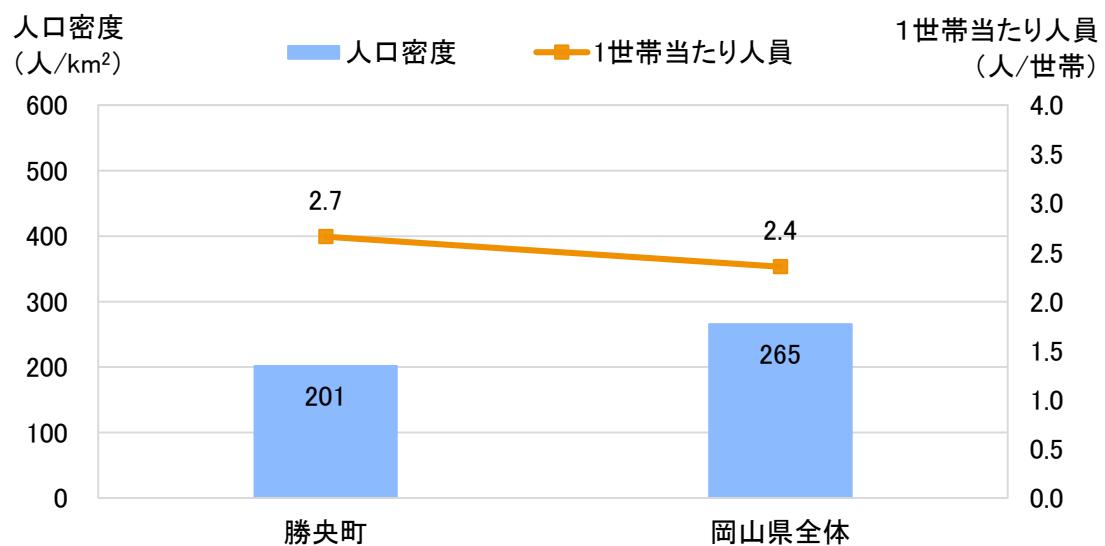


図2-4 人口密度・1世帯当たりの人員

## (2) 年齢（3区分）別人口

年齢(3区分)別人口の割合は、15歳未満が14.5%、15歳～64歳が53.6%、65歳以上が31.9%であり、岡山県全体の値(15歳未満:12.6%、15歳～64歳:56.7%、65歳以上:30.7%)と比べると65歳以上の割合がやや高くなっています。

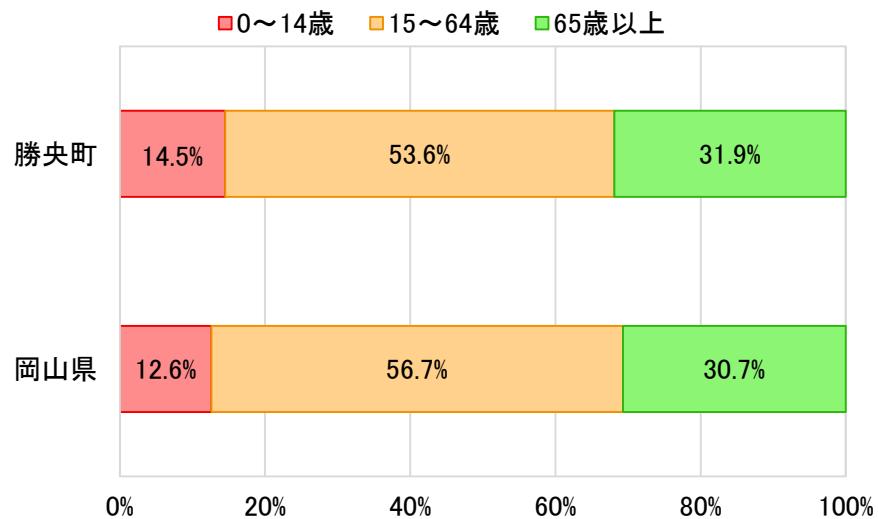


図2-5 年齢（3区分）別人口の割合

## 4. 土地利用状況

土地利用(民有地)については、山林・原野が本町全体の 45.8%を占め、以下、田・畠が41.5%、宅地が10.0%などとなっています。

表 2-4 民有地面積

|             | 宅地<br>(ha)        | 田<br>(ha)           | 畠<br>(ha)         | 山林<br>(ha)          | 原野<br>(ha)       |
|-------------|-------------------|---------------------|-------------------|---------------------|------------------|
| 勝央町<br>(割合) | 388.04<br>(10.0%) | 1,102.16<br>(28.5%) | 500.40<br>(13.0%) | 1,770.42<br>(45.8%) | 104.45<br>(2.7%) |
| 岡山県計        | 36,459.33         | 59,734.51           | 24,570.61         | 266,888.46          | 11,129.27        |

資料:岡山県庁ホームページ公表データ(岡山県統計年報-令和元年度版-)

備考:地方税法の規定により課税の対象となる土地に関する数字であり、国及び地方公共団体の所有地又は公用地若しくは公共用地は含まれていない。

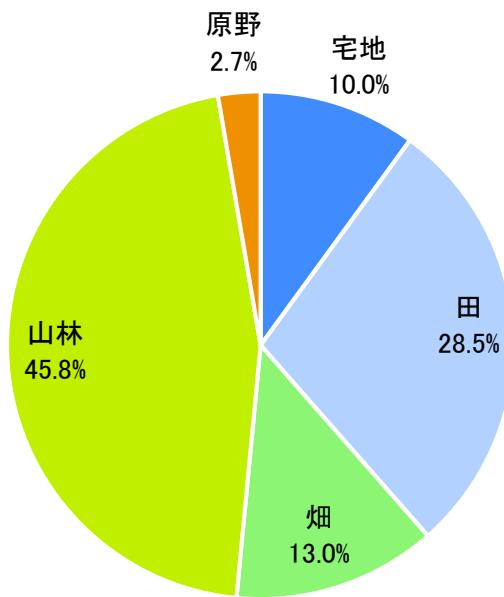


図 2-6 民有地面積の割合

## 5. 産業別就業者数

産業別就業者数は、本町で第1次産業就業者数が653人(分類不能分を除いた就業者数の12.0%)、第2次産業就業者数が1,787人(同32.8%)、第3次産業就業者数が3,009人(同55.2%)となっています。

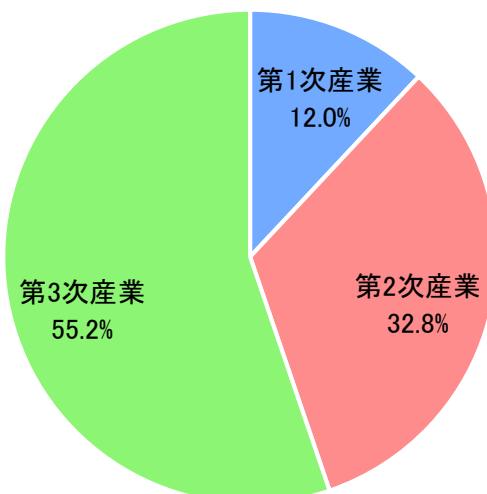
岡山県全体の値(第1次産業4.8%、第2次産業27.4%、第3次産業67.8%)と比較すると、第1次産業がやや高い割合を示しています。

表 2-5 産業 3 部門別 15 歳以上就業者数

| 区分\分類 | 第1次産業       |       | 第2次産業       |       | 第3次産業       |       | 分類不能の産業<br>(人) | 総数<br>(人) |
|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|----------------|-----------|
|       | 就業者数<br>(人) | 割合    | 就業者数<br>(人) | 割合    | 就業者数<br>(人) | 割合    |                |           |
| 勝央町   | 653         | 12.0% | 1,787       | 32.8% | 3,009       | 55.2% | 135            | 5,584     |
| 岡山県計  | 41,206      | 4.8%  | 234,984     | 27.4% | 580,527     | 67.8% | 44,154         | 900,871   |

資料:岡山県庁ホームページ公表データ(岡山県統計年報-令和元年度版-) 平成27年度国勢調査の結果

勝央町



岡山県

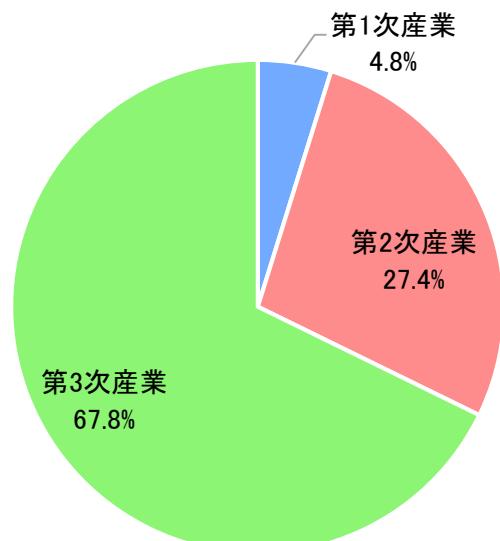


図 2-7 産業 3 部門別 15 歳以上就業者数の割合

## 第2節 国及び県のごみ処理行政の動向

### 1. 国の関係法令・計画・方針等

#### (1) 循環型社会形成推進基本法・循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に施行されました。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

また、同法では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画を策定することを規定しています。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、平成30年6月に閣議決定した第四次の循環型社会形成推進基本計画では、国の取組の基本的な方向や一般廃棄物の減量化に関する数値目標を次のとおりとしています。

表2-6 第四次循環型社会形成推進基本計画における基本的方向と数値目標

#### <循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性>

- ・持続可能な社会づくりとの統合的な取組
- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の推進と環境再生
- ・災害廃棄物処理体制の構築
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
- ・循環分野における基盤整備

#### <数値目標>

| 指標               | 数値目標         | 目標年次  |
|------------------|--------------|-------|
| 1人1日当たりのごみ排出量    | 約 850g/人/日   | 令和7年度 |
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 約 440g/人/日   | 令和7年度 |
| 事業系ごみ排出量         | 約 1,100 万t/年 | 令和7年度 |

## (2) 廃棄物処理法の基本方針

平成13年5月に環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(基本方針)を決定し公表しています。その中では、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保すること等を定めています。

平成28年1月に改正された基本方針では、一般廃棄物の減量化の目標を次のとおりとしています。

表2-7 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標量

| 指標                    | 令和2年度目標値         |
|-----------------------|------------------|
| 排出量                   | 平成24年度に対し、約12%削減 |
| 再生利用率                 | 約27%             |
| 最終処分量                 | 平成24年度に対し、約14%削減 |
| 家庭系ごみ排出量<br>(1人1日当たり) | 500g             |

(資料) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針  
(平成13年5月環境省告示第34号) 改正平成28年1月21日環境省告示第7号

## (3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるものです。

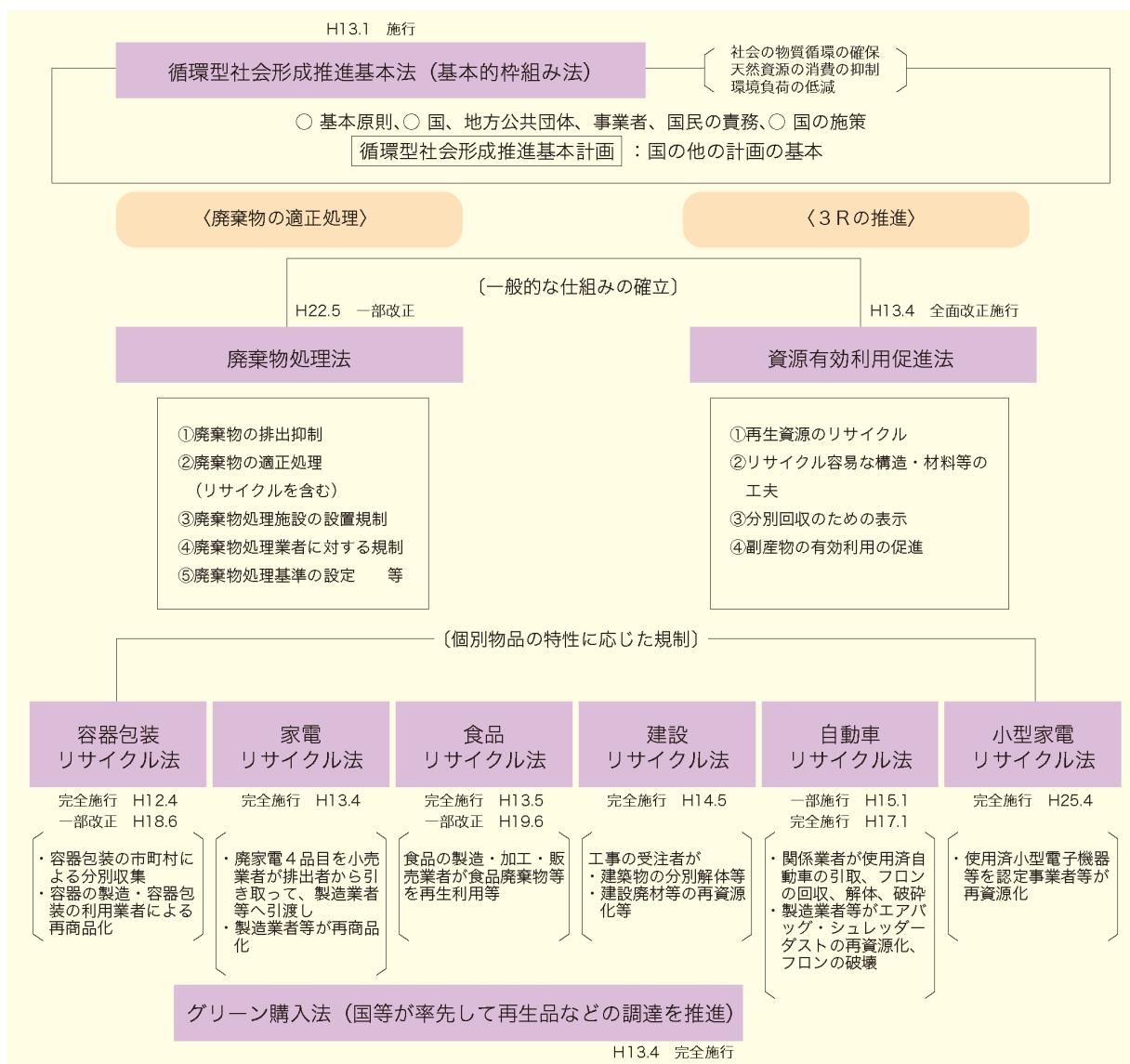
平成30年6月19日に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」(計画期間:平成30年度～令和4年度の5ヶ年)は、従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても記載を充実しています。

表2-8 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

| 目標及び指標          | 2017年度見込み          | 2022年度 |
|-----------------|--------------------|--------|
| ごみのリサイクル率       | 21%                | 27%    |
| 一般廃棄物最終処分量の残余年数 | 2017年度の水準(20年分)を維持 |        |

#### (4) 循環型社会形成推進のための法体系

環境基本法の基本理念の大きな柱の一つである社会の物質循環の確保や天然資源の消費の抑制による環境負荷の低減を目指すための法律として、「循環型社会形成推進基本法」が平成13年1月に施行されました。その目的は廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立することと、個別の廃棄物及びリサイクル関係法律の整備と合わせて、循環型社会の形成に向けた実効ある取組みの推進を図ることにあります。同法の法体系の概要を下表に示します。



出典：資源循環ハンドブック 2019

図 2-8 循環型社会形成のための法体系

## (5) 廃棄物分野における地球温暖化対策

平成30年(2018)度の国内廃棄物分野における温室効果ガス排出量は、3,782万トン(CO<sub>2</sub>換算)で、我が国の温室効果ガス総排出量のうち3.0%を占めているとされ、有機性廃棄物埋立量の削減や準好気性埋立の導入等、国内廃棄物分野での温室効果ガス削減に向けた様々な取組みにより、平成30年度の排出量は、平成17年(2005)度比で-16.3%、平成25(2013)年度比で-4.5%削減を達成しています。

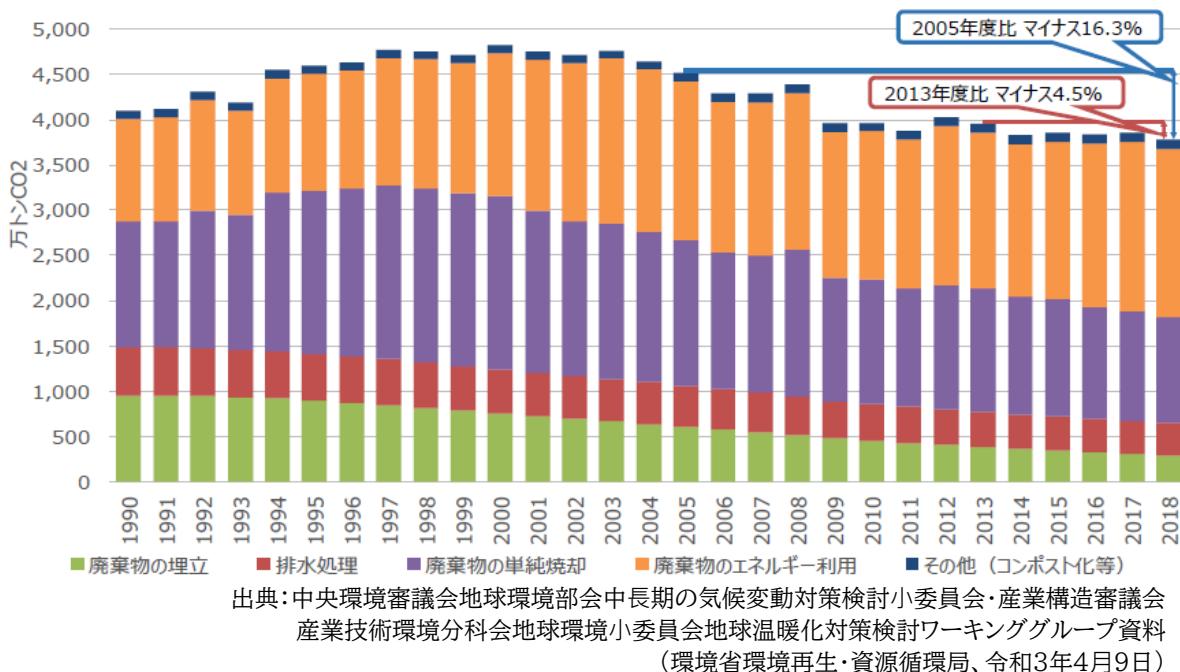


図2-9 廃棄物分野における温室効果ガス排出量の推移

廃棄物分野における地球温暖化対策については、前出の(1)に示す第四次循環型社会形成推進基本計画、(2)に示す廃棄物処理法に基づく基本方針、(3)に示す廃棄物処理施設整備計画のそれにおいて、地球温暖化対策の推進・低炭素型社会の実現を重点課題として位置付けられ、総合的な取組みを実施するものとされています。

これら(1)～(3)の計画策定以降の新たな対策や施策については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)の成立を見据えた、2030年(令和12年)度目標の見直しや深掘りの検討、2050カーボンニュートラル、脱炭素の普及・促進に向けた、廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオに係る将来像や、実現のための基本的考え方等が示されつつあるところです。

廃棄物分野における地球温暖化対策については、今後の国(環境省等)の施策動向を調査・研究を進め、必要に応じて本町一般廃棄物処理関連施策への反映を図っていくものとします。

## (6) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

資源有効利用、海洋プラスチックごみ問題やアジア諸国の輸入制限への対応等、世界的にも重要性が高まっているこれらの課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方針を示すものとして「プラスチック資源循環戦略(令和元年5月、環境省他8省庁)」が策定されました。本戦略では、今後の戦略展開の一つとして、リユース・リサイクル分野で「2030年までに、プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指します。」とされています。また、当該戦略策定を受けて、「プラスチック資源循環促進法」が令和3年6月に成立し、令和4年4月1日より施行されます。

現在環境省では、同法に関連する施行令等について法整備の準備が進められているところです。従って、今後の法整備の内容や県内他市町村の動向等を踏まえながら、調査・研究を進め、必要に応じて本町一般廃棄物処理関連施策への反映を図っていくものとします。

## (7) SDGs 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」

地球は今、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題をはじめ様々な環境問題を抱える一方、人の活動の多様化に伴い、環境の劣化がグローバル化しつつあります。

このような中にあって、平成27年9月の国連サミットでSDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」が採択され、国連に加盟する我が国では、SDGsを達成するための取り組みを踏まえ、平成30年に環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画が改定されています。SDGsは、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。



出典：国際連合広報センター

図2-10 SDGsの17の目標

## 2. 岡山県廃棄物処理計画

岡山県では、平成29年3月に「第4次岡山県廃棄物処理計画～持続可能で安心して暮らせる循環型社会へ～(平成28～令和2年度)」を策定しています。

この第4次岡山県廃棄物処理計画の概要は、以下のとおりです。

表 2-9 第4次岡山県廃棄物処理計画の基本理念及び基本方針

| 計画の基本理念   |  |
|---|--|
| ○ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築<br>○ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減 |  |
| 基本方針  | 基本施策の方向性   |
| 1. 排出者(事業者)責任の徹底・強化                               | 県民には、廃棄物の発生抑制や再生利用、分別排出などの責務があり、事業者には事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや再生利用等による減量化などの責務があります。この考え方に基づき、廃棄物対策における排出者の責務の徹底と強化を図ります。 |
| 2. 排出抑制と循環的利用の推進                                  | 環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム(循環型社会)の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物(循環資源)については適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を推進します。                         |
| 3. 適正処理の推進  | 廃棄物処理において、廃棄物処理法をはじめとする関係法令を遵守しながら、適正で環境負荷の少ない処理を推進するとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。   |
| 4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進                              | 排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、なお、循環的利用が行われない廃棄物については、適正な処分を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。  |
| 5. 廃棄物情報の共有化と相互理解                                 | 廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。                                    |
| 6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理                             | 地震や津波をはじめとする自然災害に伴い発生する災害廃棄物に対し、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう、適切な処理体制を構築します。   |

表 2-10 第4次岡山県廃棄物処理計画における一般廃棄物の減量化の目標

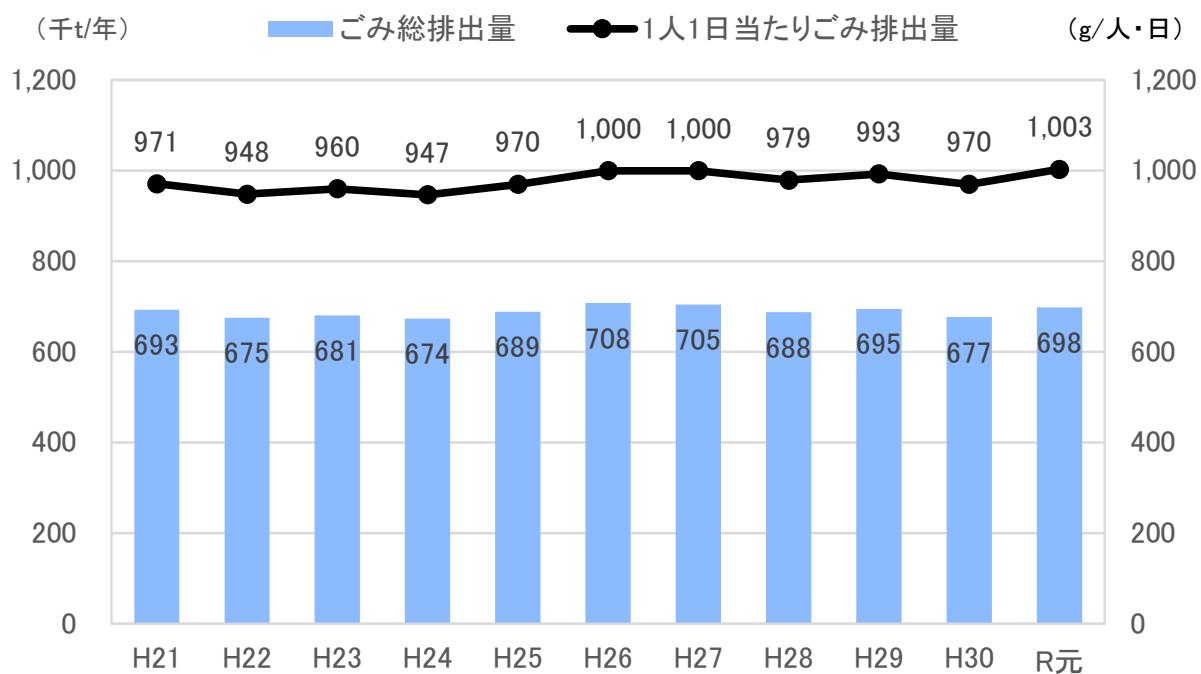
| 指標              | 基準年(平成26年度) | 目標値(令和2年度) |
|-----------------|-------------|------------|
| ごみ総排出量(g／人・日)   | 1,000       | 935        |
| 家庭系ごみ排出量(g／人・日) | 522         | 500        |
| リサイクル率(%)       | 29.5        | 32.7       |
| 最終処分量(t／日)      | 100.7       | 86.5       |

### 3. 岡山県のごみ処理の状況

#### (1) ゴミの排出状況

##### ① ゴミ総排出量、1人1日当たりゴミ排出量の推移

岡山県におけるごみの総排出量及び1人1日当たり排出量は、横ばいで推移しており、令和元年度は総排出量698千tで、1人1日当たり1,003g/人・日の排出量となっています。



(資料) 環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果(各年度版)岡山県 以下同じ

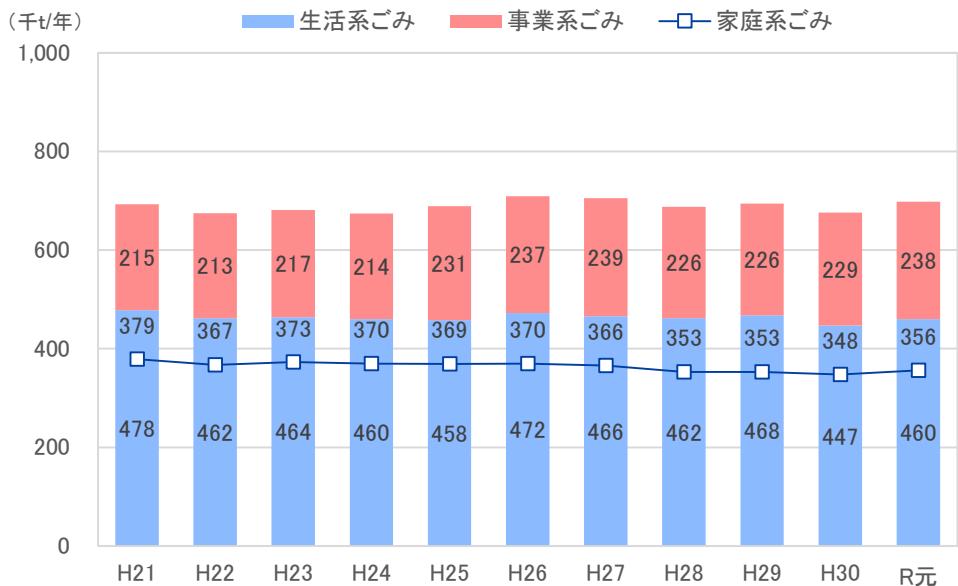
(備考)1 ゴミ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

2 1人1日当たりゴミ排出量=ごみ総排出量÷総人口÷365 日(又は 366 日)  
なお、平成 24 年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

図 2-1-1 ゴミ総排出量、1人1日当たりゴミ排出量の推移（岡山県）

## ② 生活系ごみと事業系ごみの推移

ごみの総排出量のうち、生活系ごみと事業系ごみの排出割合を見ると、令和元年度は生活系ごみが460千t(約66%)、事業系ごみが238千t(約34%)となっています。家庭系ごみは356千tで生活系ごみの77%を占めています。

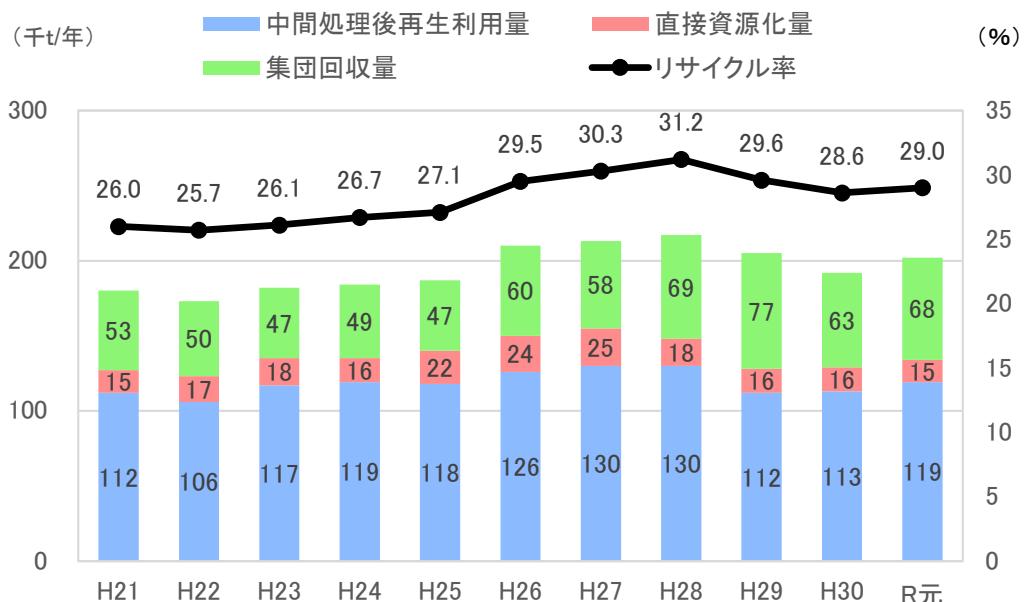


(備考)1 生活系ごみ:家庭から排出される一般廃棄物。  
2 事業系ごみ:事業者から排出される一般廃棄物。  
3 家庭系ごみ:生活系ごみのうち、資源ごみ量(集団回収量含む)を除いたもの。

図2-1-2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移（岡山県）

## (8) 資源化の状況

岡山県のリサイクル率は、増加傾向で推移しており、令和元年度は29.0%となっています。

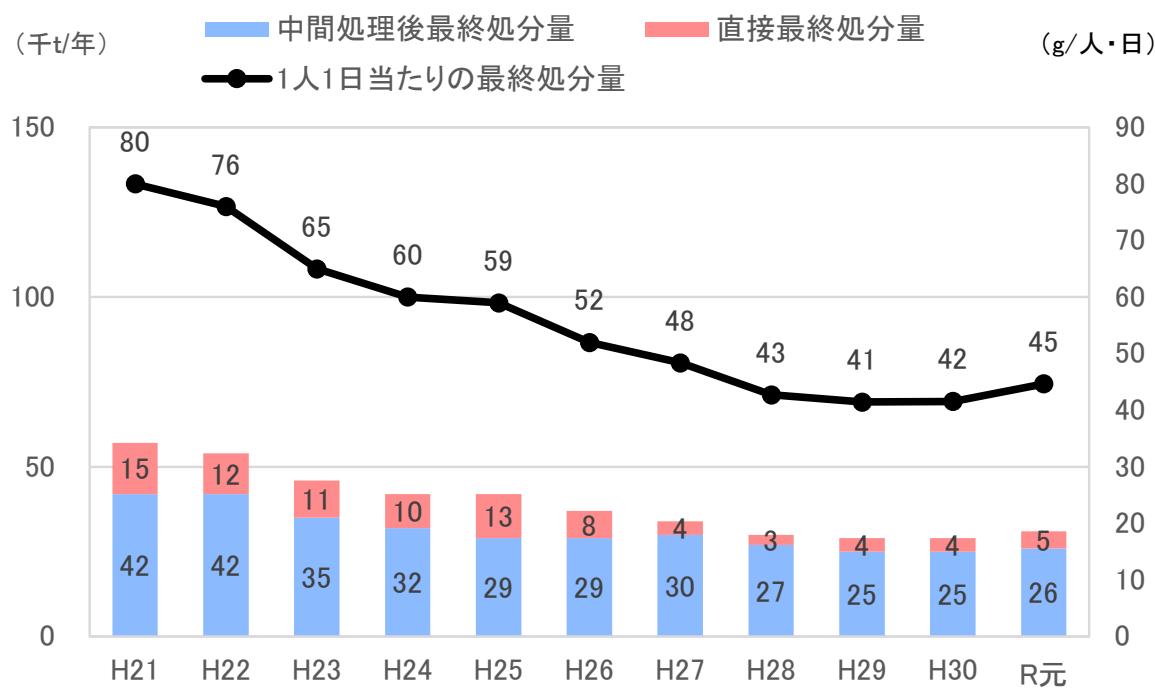


(備考) リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)  
÷(ごみ総処理量+集団回収量)×100

図2-1-3 資源化量とリサイクル率の推移（岡山県）

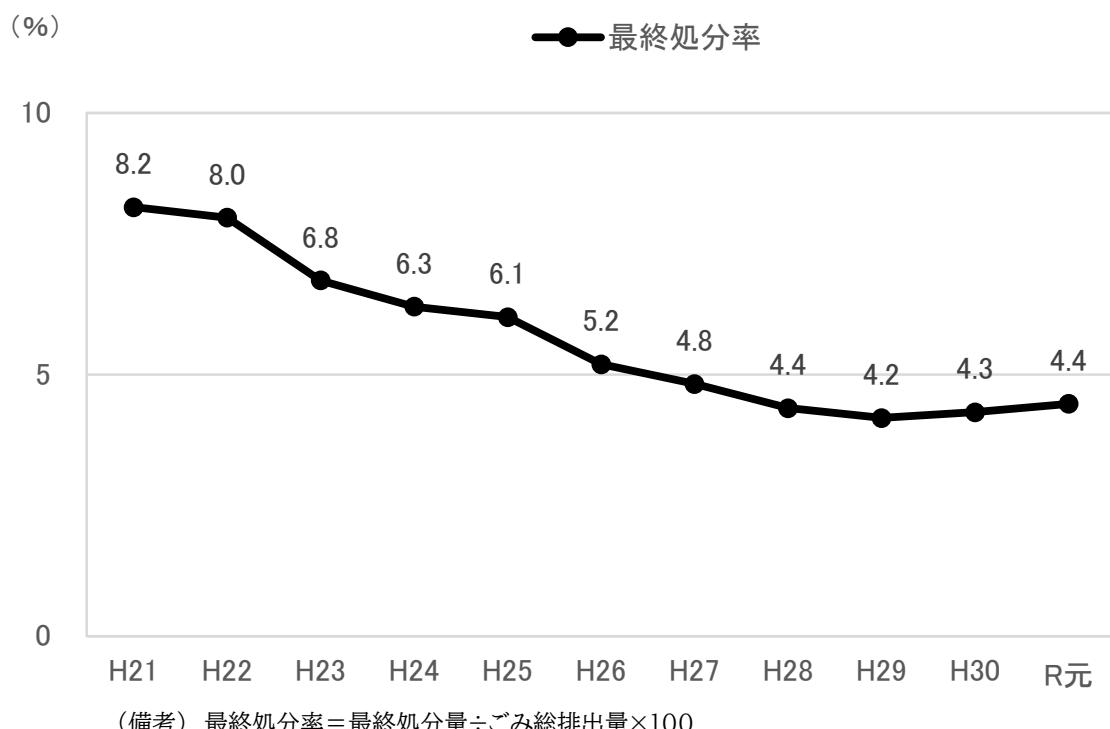
## (9) 最終処分の状況

岡山県の最終処分の状況は、最終処分量、最終処分率とも減少傾向で推移しており、令和元年度は31千t、1人1日当たり45gの最終処分量で、最終処分率は4.4%となっています。



(備考)  
1 最終処分量 = 直接最終処分量 + 中間処理後最終処分量(焼却残渣・焼却以外の処理残渣)  
2 1人1日当たり最終処分量 = 最終処分量 ÷ 総人口 ÷ 365日(又は366日)

図2-1-4 最終処分量と1人1日当たり最終処分量の推移(岡山県)



(備考) 最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

図2-1-5 最終処分率の推移(岡山県)

## (10) ごみ処理経費の状況

岡山県におけるごみ処理経費の総額は平成26年度で370億円であり、県民1人当たりに換算すると約19,000円となっています。近年は増加傾向がうかがえます。

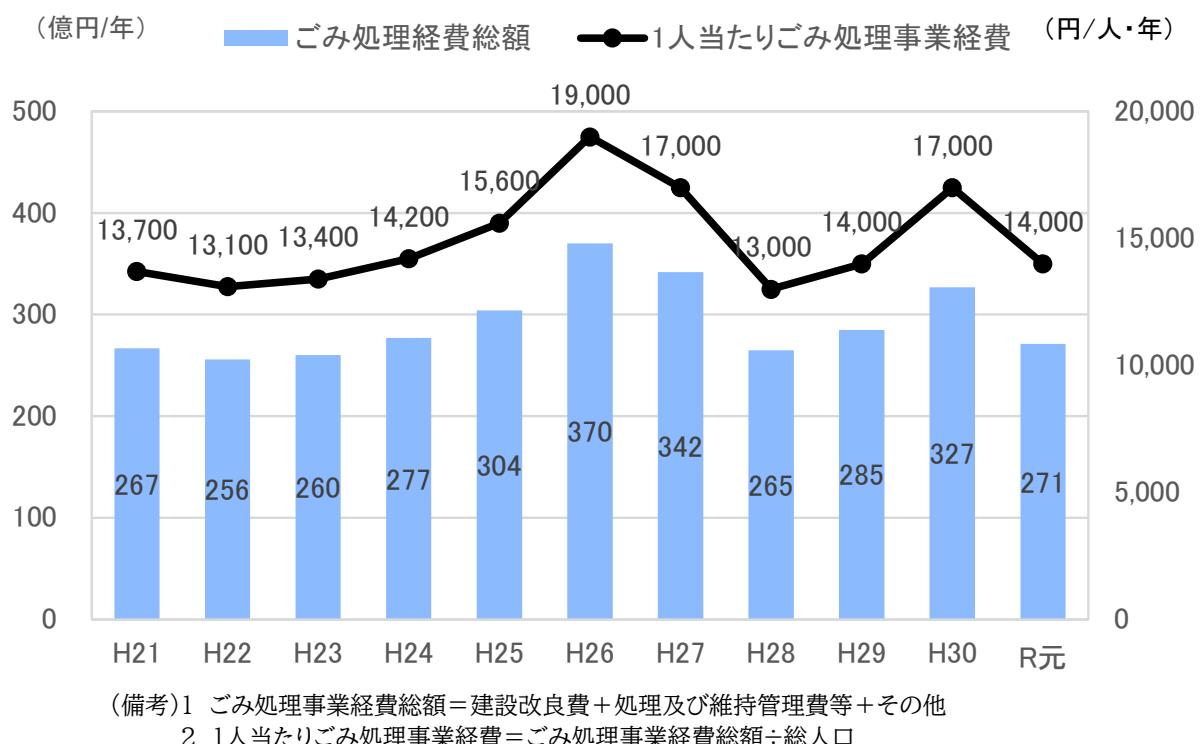


図2-16 ごみ処理経費の推移（岡山県）

(余 白)

## **第3章 ごみ処理基本計画**



## 第1節 ごみ処理の現状と課題

### 1. ごみ処理体制

#### (1) ごみ処理主体

ごみの処理主体については、次のとおりとします。

生活系ごみの収集・運搬については本町が主体となって実施します。また事業系ごみについては、平成30年4月から、排出者自ら直接中間処理施設に持ち込む(以下「直接搬入」という。)か、本町が許可した収集・運搬業者に依頼して中間処理施設まで運搬(以下「許可収集」という。)する手段を推進しています。

中間処理及び最終処分については、組合が主体となって実施します。

表 3-1 ごみの処理主体（令和3年度）

| 区分    | 種類                        | 実施主体   | 運営形態         |
|-------|---------------------------|--|--------------|
| 収集・運搬 | 可燃ごみ                      | 勝央町  | 直営           |
|       | 不燃ごみ                      | 勝央町  | 委託           |
|       | 資源ごみ                      | 勝央町  | 委託           |
|       | プラスチック容器包装                | 勝央町  | 委託           |
|       | 粗大ごみ                      | 勝央町  | 委託           |
|       | 事業系ごみ<br>引越しごみ<br>空き家清掃ごみ | 勝央町  | 許可収集<br>直接搬入 |
| 中間処理  | 可燃ごみ                      | 津山圏域資源循環施設組合                                       | 委託           |
|       | 不燃ごみ                      |  |              |
|       | びん                        | 勝央町(生活系収集ごみ)<br>津山圏域資源循環施設組合<br>(生活系直接搬入ごみ及び事業系ごみ) | 委託           |
|       | 缶、金属類、ペットボトル              |  |              |
|       | 紙類・古布類                    |  |              |
|       | 蛍光灯・水銀式体温計、電池             | 津山圏域資源循環施設組合                                       | 委託           |
|       | プラスチック容器包装                | 勝央町  | 委託           |
|       | 粗大ごみ                      | 津山圏域資源循環施設組合                                       | 委託           |
| 最終処分  |                           | 津山圏域資源循環施設組合                                       | 委託           |

## (2) 一般廃棄物処理業の許可

### ① 一般廃棄物収集運搬業許可

本町では、町が別途定める許可基準を満たし、かつ町長が必要と認める場合にのみ許可を受けて収集運搬業を行うことができます。

許可にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、各関係法令及び町関係条例等や、町が制定した許可基準に基づき審査を行い、許可制度の適正な運営、または廃棄物の適正処理の推進を図るものとします。

ただし、既存の許可業者数は6社となっており、収集運搬業が適正かつ安定的に遂行されていると判断できることから、原則として新規事業者への許可は行わない方針です。

### ② 一般廃棄物処分業許可

本町では、現在以下の場合で、町長が必要と認めた場合のみ許可を行っております。

- ・ 一般廃棄物処理施設設置許可を受けていること。
- ・ 固形燃料化施設であること。
- ・ 処分場所は工業団地内に施設があるものに限る。

### (3) ごみ処理体系

本町から排出され、組合等に搬入されるごみの処理体系は、次のとおりです。

可燃ごみは、熱回収施設で焼却するとともに、その焼却で発生した熱でサーマルリサイクル(発電)を図り、焼却灰(主灰・飛灰)についてもセメント原料化を行っています。

不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ(びん、びん以外の直接搬入分及び委託収集の蛍光灯・水銀式体温計、電池)・プラスチック製容器包装(直接持込分)などは、リサイクル施設で破碎・選別・圧縮・梱包等の処理を行い、資源物を回収します。また、ここで発生する可燃残渣は焼却処理し、不燃残渣については最終処分場で埋立処分を行っています。

資源ごみ(ペットボトル)及びプラスチック製容器包装(委託収集分)は、本町委託処分施設へ搬入後、破碎・選別・圧縮・梱包等の処理を行い、資源物化、あるいはRPF燃料への加工を行っています。

資源ごみ(紙・古布・缶・金属)については、本町委託業者が収集運搬後、資源化しています。

自治体が処理しない家電4品目、パソコン、自動車、自動二輪、消火器については、図3-1のとおりで処理して、資源化するようお願いしています。

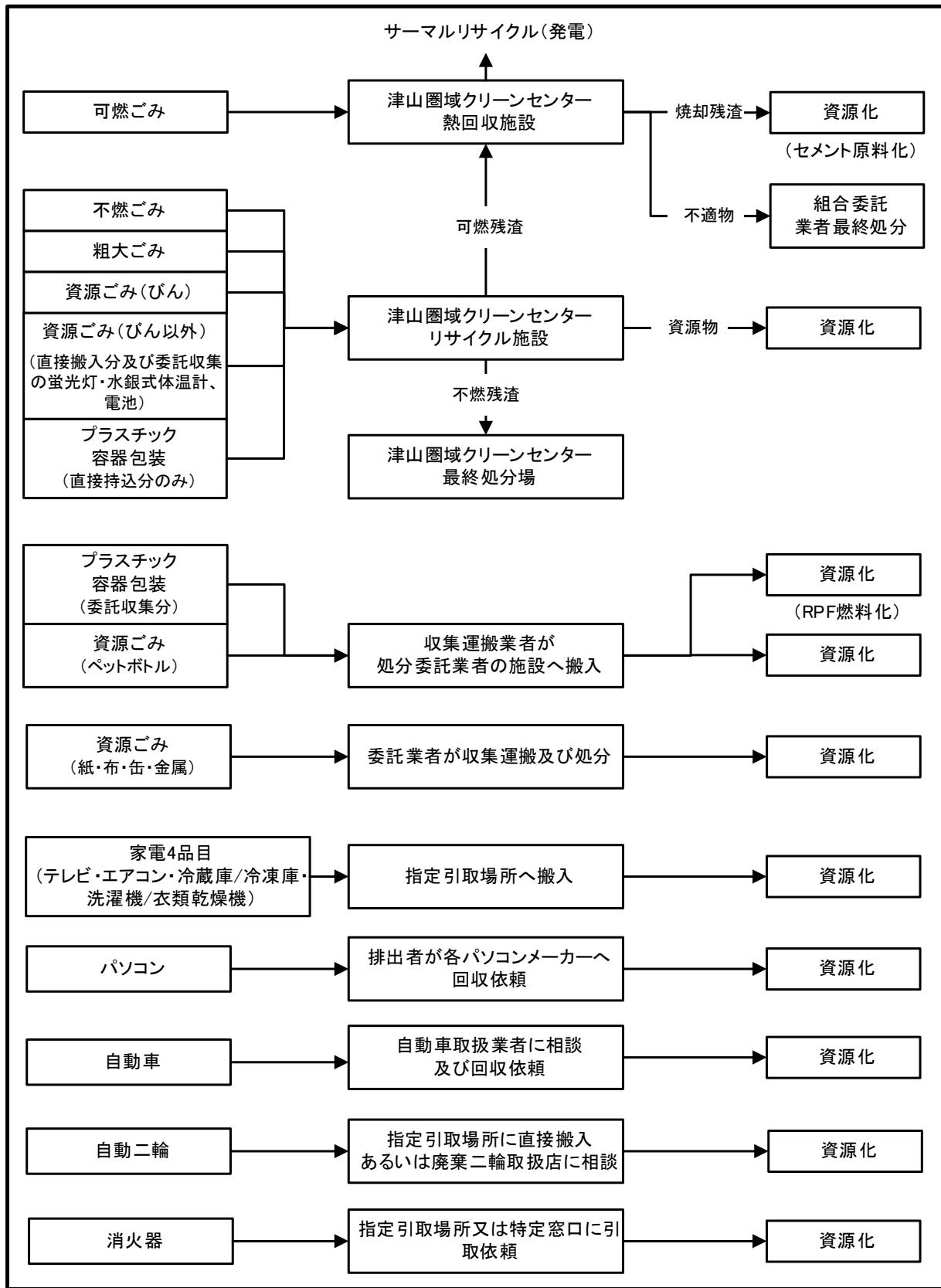


図 3-1 ゴミ処理の流れ

#### (4) ごみ処理施設

##### ① 中間処理施設（津山圏域資源循環施設組合）

津山圏域資源循環施設組合の中間処理施設(熱回収施設、リサイクル施設)の概要は、次のとおりです。



資料:津山圏域資源循環施設組合ホームページ

図3-2 クリーンセンター（熱回収施設及びリサイクル施設）の外観

表3-2 热回収施設（中間処理施設）の概要

|       |                |                  |  |
|-------|----------------|------------------|--|
| 施設名   | 津山圏域クリーンセンター   |                  |  |
| 施設所管  | 津山圏域資源循環施設組合   |                  |  |
| 所在地   | 岡山県津山市領家1446番地 |                  |  |
| 稼働開始  | 平成28(2016)年3月  |                  |  |
| 熱回収施設 | 処理能力           | 128t／日(64t／日×2炉) |  |
|       | 処理対象物          | 可燃ごみ             |  |
|       | 処理方式           | 全連続ストーク式焼却炉      |  |
|       | 余熱利用           | 発電               |  |

表3-3 リサイクル施設（中間処理施設）の概要

|         |                |   |  |
|---------|----------------|---|--|
| 施設名     | 津山圏域クリーンセンター   |   |  |
| 施設所管    | 津山圏域資源循環施設組合   |   |  |
| 所在地     | 岡山県津山市領家1446番地 |   |  |
| 稼働開始    | 平成28(2016)年3月  |   |  |
| リサイクル施設 | 処理能力           | 38t／日(1日5時間運転)  |  |
|         | 処理対象物          | 粗大ごみ、不燃ごみ、古紙類(古布類含む)、缶類、蛍光灯、乾電池等、プラスチック製容器包装(直接持込分のみ) |  |
|         | 処理方式           | 磁力選別、粒度選別、風力選別、アルミ選別、手選別                              |  |

## ② 中間処理施設（委託業者）

委託業者の中間処理施設の概要は、次のとおりです。



1 RPF製造施設 [産業廃棄物・一般廃棄物（容器包装プラ）]

廃棄されたプラスチック（塩ビ類を除く）と紙くず、木くず、繊維くずを原料にして、RPF 固形燃料を製造しています。主に製紙会社の発電用ボイラー燃料として使用されます。

2 ペットボトル破碎処理施設 [一般廃棄物]

勝央町、奈義町から集められたペットボトルから、汚れたペットボトルや糞物などを手作業で取り除いた後、細かく粉碎します。粉碎されたペットボトルは再生工場で再資源化されます。

資料：株式会社オガワエコノスホームページ

図3-3 オガワエコノス岡山工場の外観と概要

表3-4 オガワエコノス岡山工場（中間処理施設）の概要

|         |                  |                   |
|---------|------------------|-------------------|
| 施設名     | オガワエコノス岡山工場      |                   |
| 施設所管    | 株式会社オガワエコノス      |                   |
| 所在地     | 岡山県勝田郡勝央町太平台89-8 |                   |
| 稼働開始    | 平成18(2006)年9月    |                   |
| リサイクル施設 | 処理能力             | 72t／日(RPF 固形燃料製造) |
|         | 処理対象物            | ペットボトル、プラスチック容器包装 |



資料:リサイクルセンター平島ホームページ

図3-4 リサイクルセンター平島（中間処理施設）の外観

表3-5 リサイクルセンター平島（中間処理施設）の概要

|         |                 |         |
|---------|-----------------|---------|
| 施設名     | リサイクルセンター平島     |         |
| 施設所管    | 有限会社リサイクルセンター平島 |         |
| 所在地     | 岡山県岡山市東区東平島27-1 |         |
| リサイクル施設 | 処理対象物           | 古紙、非鉄金属 |

### ③ 最終処分場

津山圏域資源循環施設組合の最終処分場の概要は、次のとおりです。



資料:津山圏域クリーンセンターホームページ

図 3-5 クリーンセンター（最終処分場）の外観

表 3-6 最終処分場の概要

|         |                 |                      |
|---------|-----------------|----------------------|
| 施設名     | 津山圏域クリーンセンター    |                      |
| 施設所管    | 津山圏域資源循環施設組合    |                      |
| 所在地     | 岡山県津山市領家1411番地1 |                      |
| 稼働開始    | 平成28(2016)年4月   |                      |
| 埋立処分場   | 埋立面積            | 2,530m <sup>2</sup>  |
|         | 埋立容量            | 30,000m <sup>3</sup> |
|         | 埋立対象物           | 不燃残渣、資源化不適物等         |
|         | 埋立方法            | サンドイッヂ工法・準好気性埋立構造    |
| 浸出水処理施設 | 処理能力            | 6.0m <sup>3</sup> /日 |
|         | 処理方式            | pH調整・消毒、下水道放流        |

## 2. ごみ排出量

本町のごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移は、次の通りです。

平成28年4月から津山圏域クリーンセンターが稼働し、令和2年度までのごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量は増加しています。

系列別のごみ排出量を見ると、平成29年度から平成30年度にかけて許可業者による事業系ごみの収集が本格的に始まったことにより、生活系ごみは減少し、事業系ごみが増加しています。平成30年度以降、生活系ごみ、事業系ごみは増加傾向にあります。

種類別のごみ排出量を見ると、可燃ごみ、粗大ごみは増加傾向にあり、資源ごみは減少傾向にあります。

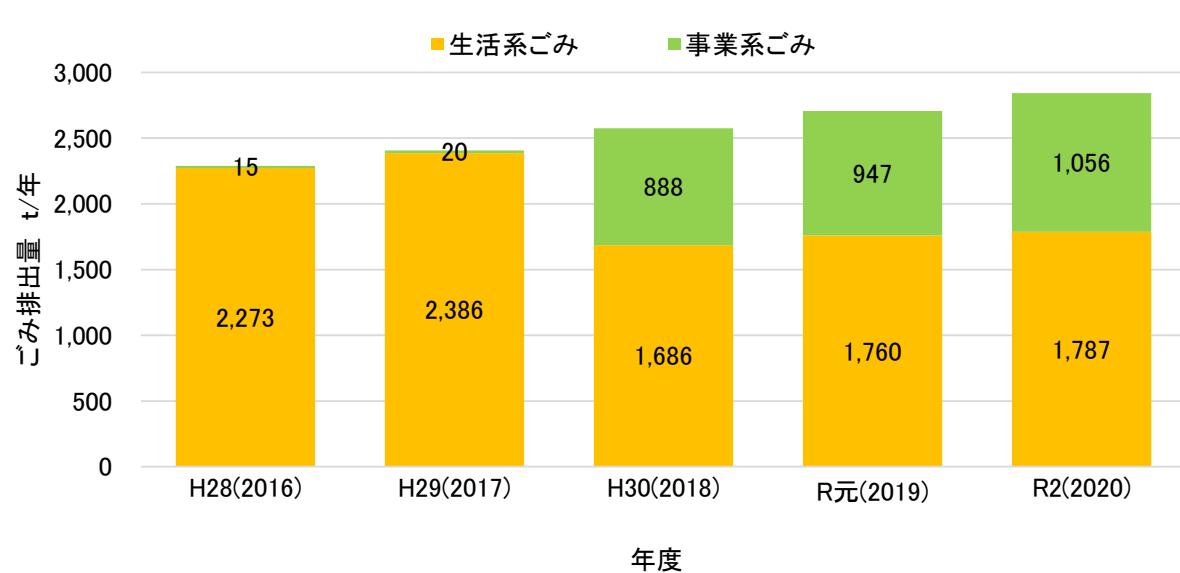


図 3-6 ごみ排出量（系列別）の推移

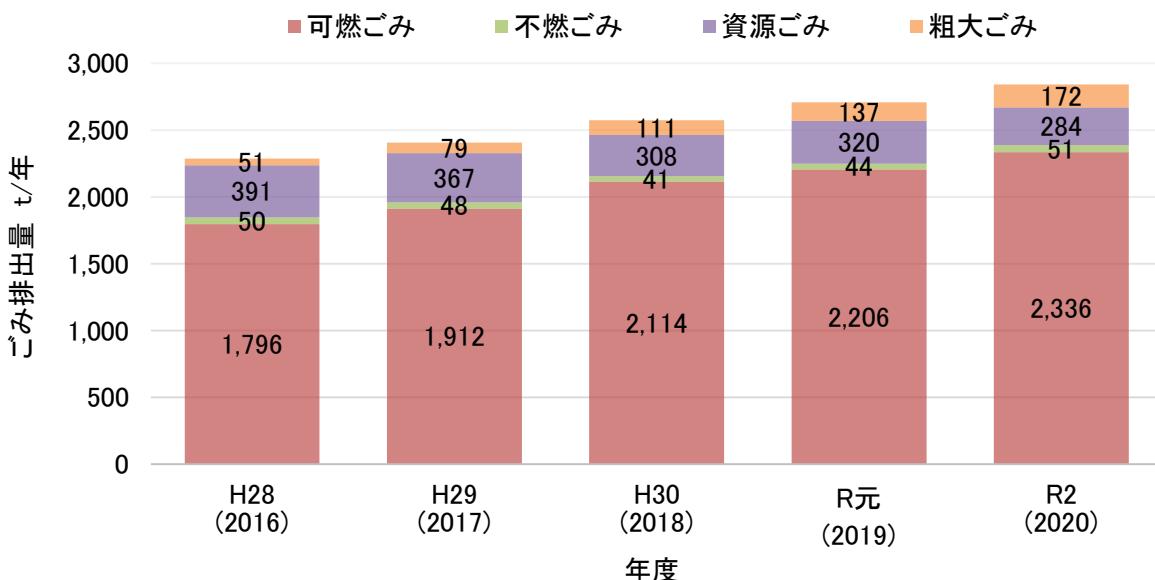


図 3-7 ごみ排出量（種類別）の推移

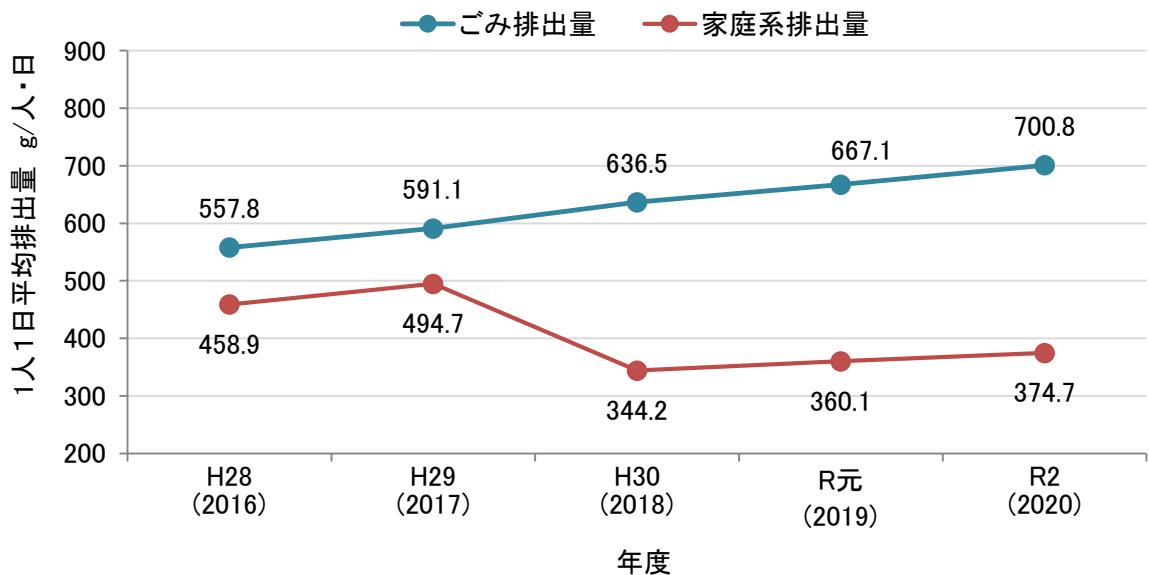


図3-8 1人1日当たりごみ排出量の推移

### 3. 再資源化量

本町の再資源化量及びリサイクル率の推移は、次の通りです。

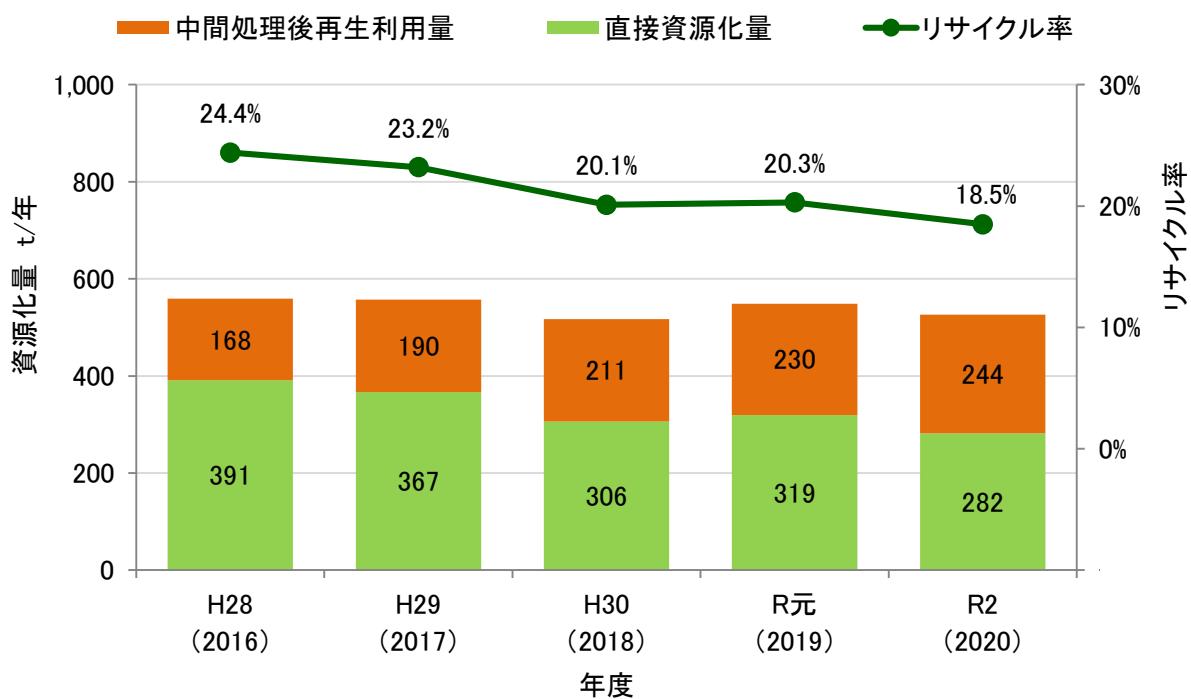
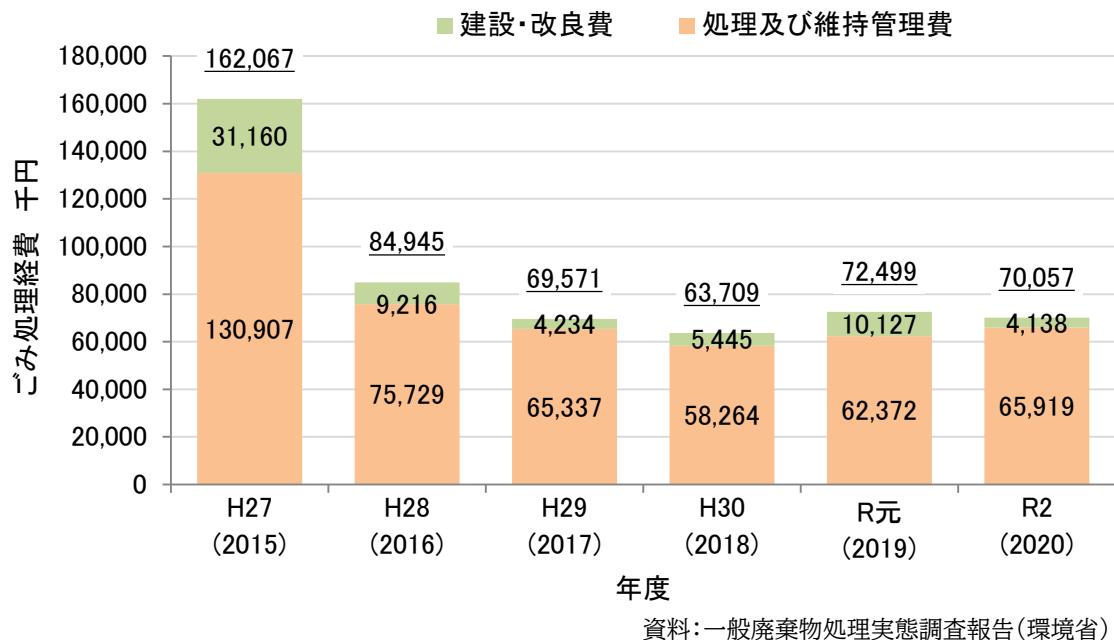


図3-9 再資源化量とリサイクル率の推移

#### 4. ごみ処理経費

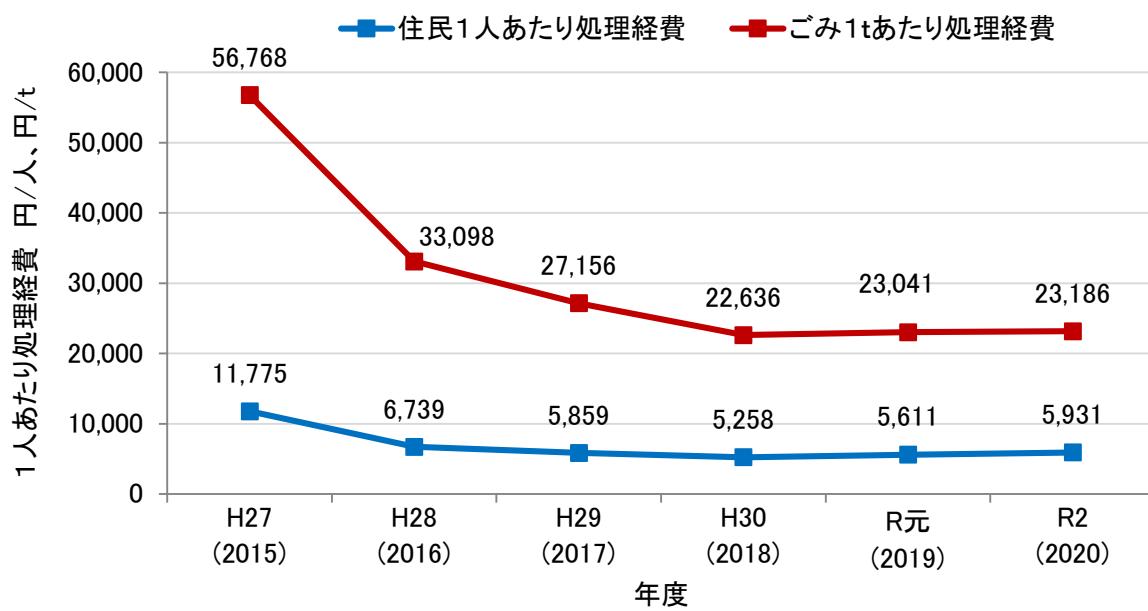
本町のごみ処理に係る経費は、令和2年度において年間7千万円程度で、このうち処理及び維持管理に係る費用は6千6百万円程度です。

令和2年度における処理及び維持管理費は、住民1人あたりでは約6千円、ごみ1tあたりでは約2万3千円となっています。



資料:一般廃棄物処理実態調査報告(環境省)

図3-10 ごみ処理経費の推移



資料:一般廃棄物処理実態調査報告(環境省)

図3-11 単位量あたり処理及び維持管理費の推移

## 5. 勝央町のごみ処理の課題

本町におけるごみ処理の現状から、次のような課題があげられます。

### (1) ごみ排出量に関する課題

本町で排出されるごみの総排出量、1人1日当たりのごみ排出量は増加傾向にあります。

許可業者による事業系ごみの収集が本格的に始まったことにより、事業系ごみは増加傾向にあります。特に、可燃ごみ、粗大ごみの排出量が増加傾向にあり、住民・事業者・行政が一体となり引き続きごみ排出量の削減に向けて取り組んでいく必要があります。

### (2) 資源化に関する課題

上述のとおり、本町では可燃ごみが増加傾向にありますが、可燃ごみが増加する要因として、資源化できるものが可燃ごみとして捨てられている可能性が考えられます。

そのため、分別を徹底していただき、資源ごみの回収率をさらに向上させる必要があります。

### (3) 最終処分に関する課題

本町の最終処分の状況は、平成28年度以降のごみ排出量の増加に伴い、最終処分量、最終処分率は増加しています。

新しい最終処分場の延命化という観点からも、ごみの排出抑制やリサイクルを推進し、最終処分対象物をできるだけ削減する必要があります。

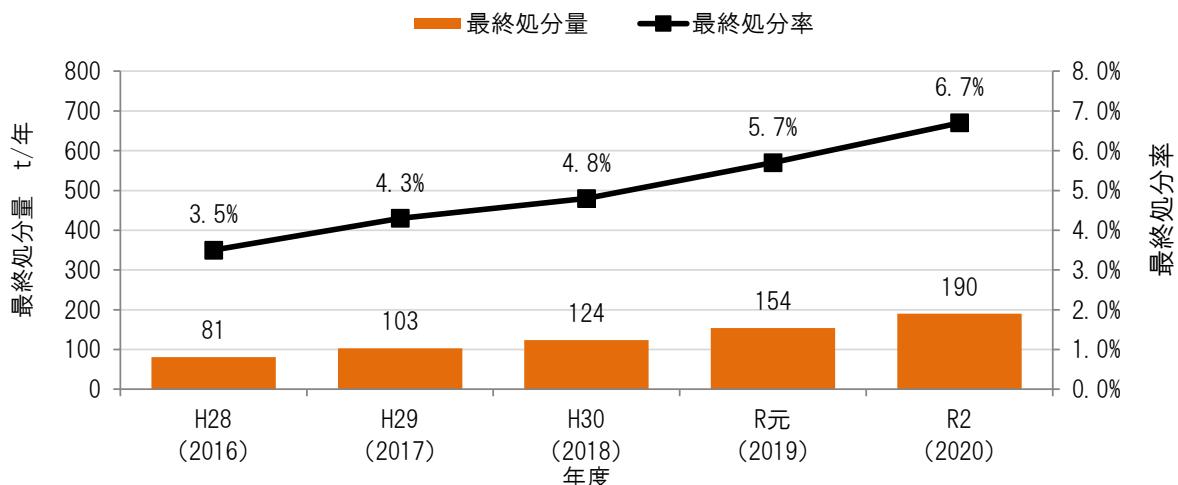


図3-1-2 最終処分量と最終処分率の推移

## 第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

### 1. 人口の将来予測

本町における将来人口の予測結果は以下に示すとおりであり、人口は、ほぼ横ばいを推移していくことが見込まれます。

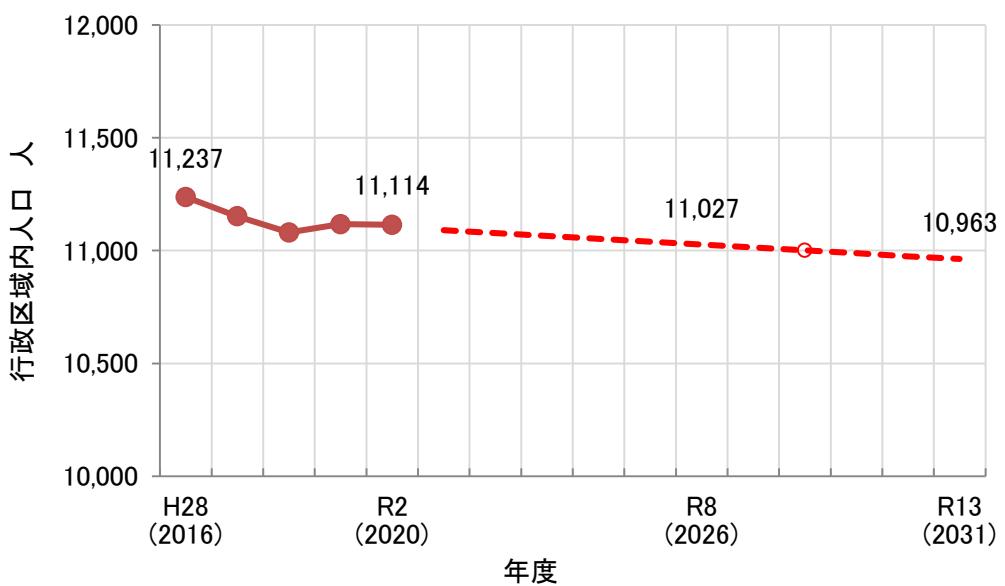


図 3-1-3 行政区域内の将来人口見込み

## 2. ごみ排出量の将来予測

### (1) 系列別ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移

系列別ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移は下表のとおりです。

平成28年度から令和2年度までのごみの総排出量は増加しており、このまま推移した場合、令和8年度までに3,037t、令和13年度までに3,169tまで増加すると予測されます。  
生活系ごみ、事業系ごみは、平成30年度から令和2年度までそれぞれ増加しており、令和3年度以降もそれぞれ増加することが予測されます。

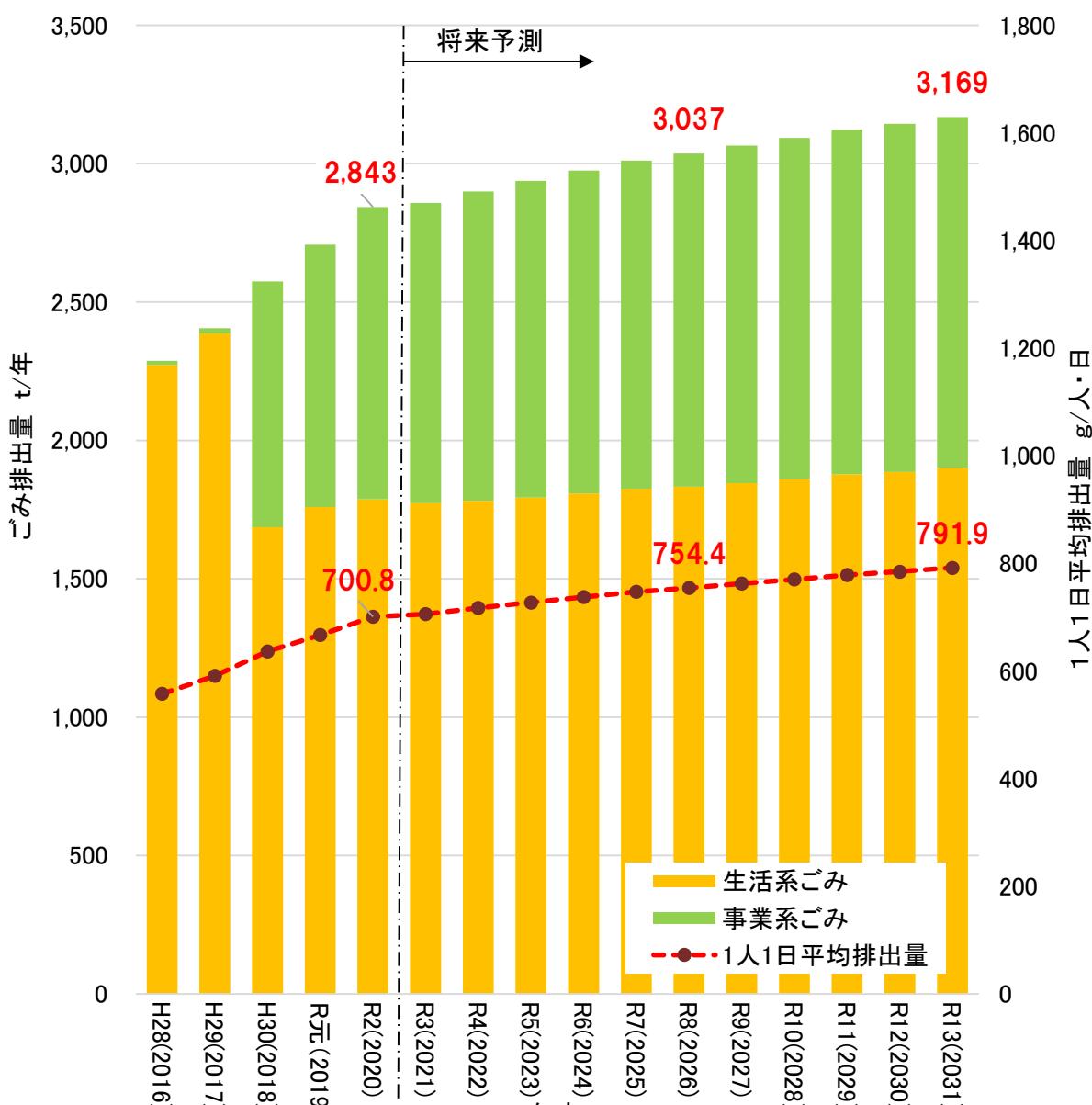


図3-1-4 系列別ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移

## (2) 種類別ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移

種類別ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移は下表のとおりです。

平成28年度から令和2年度まで可燃ごみが増加しており、令和3年度以降可燃ごみが増加することが予測されます。

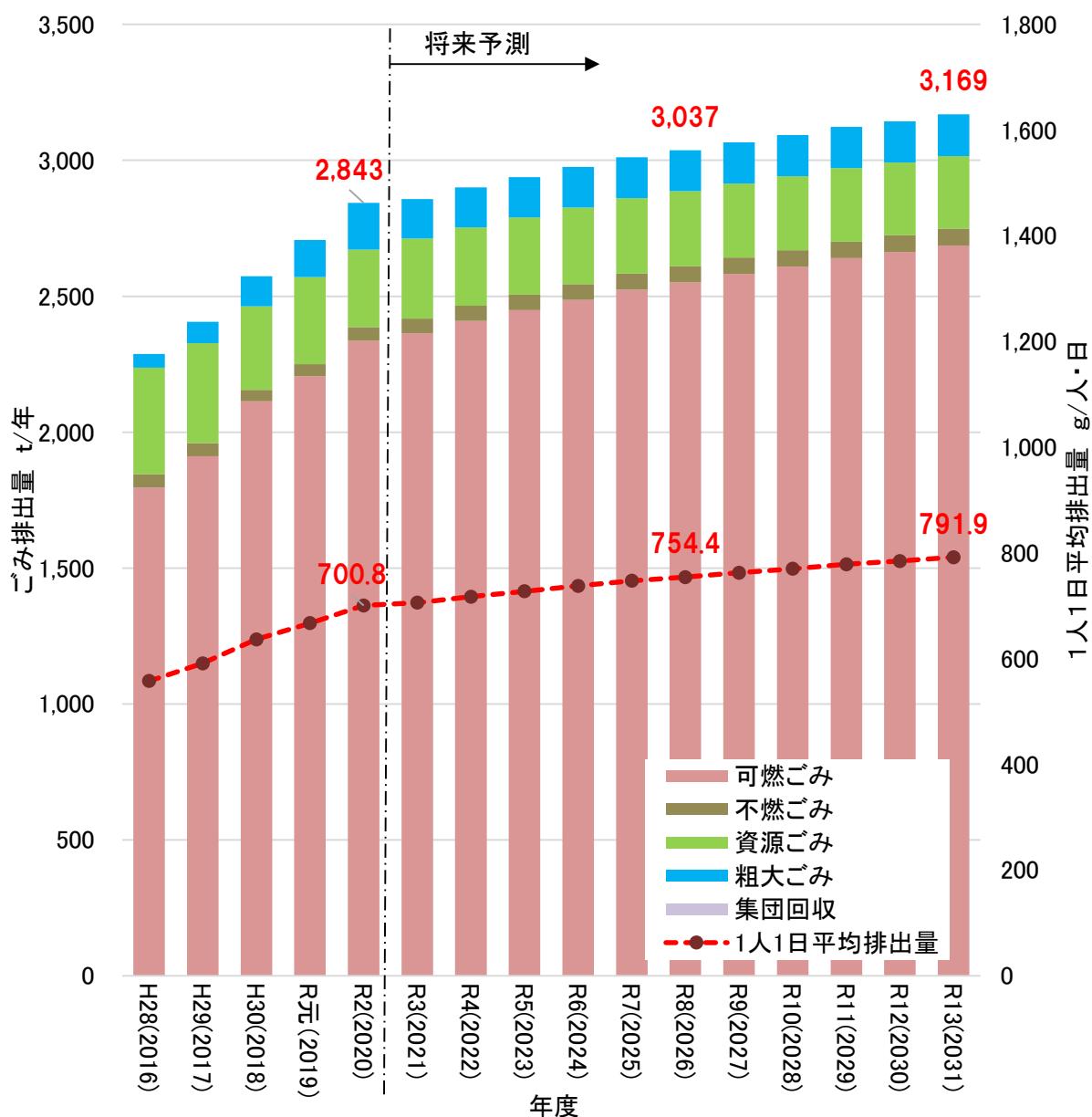


図3-15 種類別ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移

### 3. ごみ減量化等の数値目標

#### (1) ごみ減量化の目標

平成28年度の津山圏域クリーンセンター稼働後1人1日当たりのごみ排出量は増加し、令和3年度以降も排出量は増加することが予測されるため、令和2年度を基準年とし、令和8年度は令和2年度より30g 減少させることを目標とします。

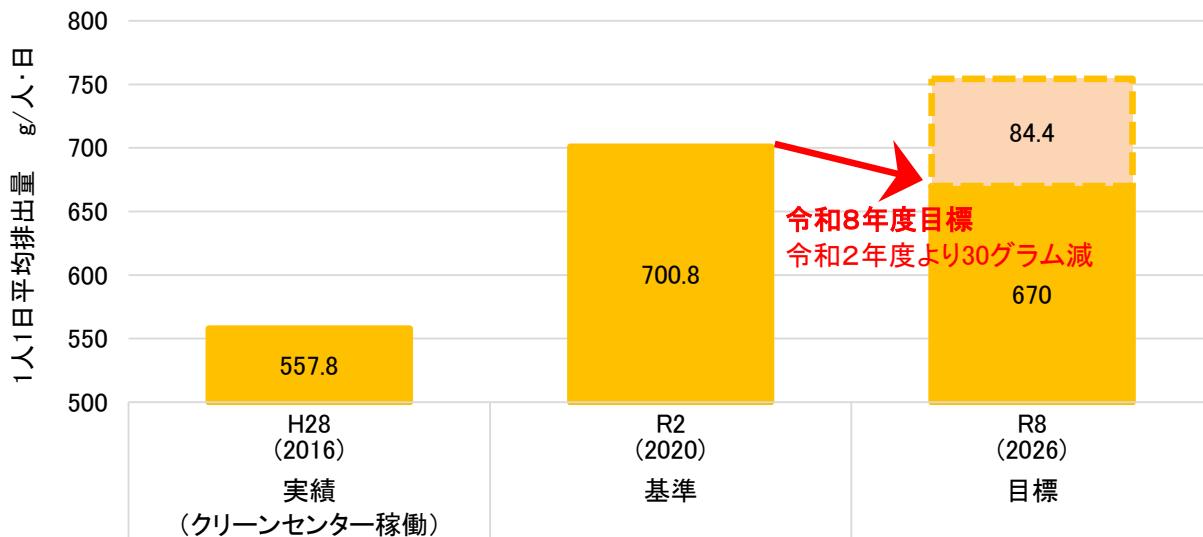


図3-16 1人1日当たりのごみ排出量に関する目標値

#### (2) 資源化の目標

資源化の推進に向けて、今後もごみ分別を徹底していくとともに、引き続き施設での資源回収や焼却残渣のリサイクルに取り組み、令和8年度のリサイクル率を 22.0%に増加させることを目標とします。

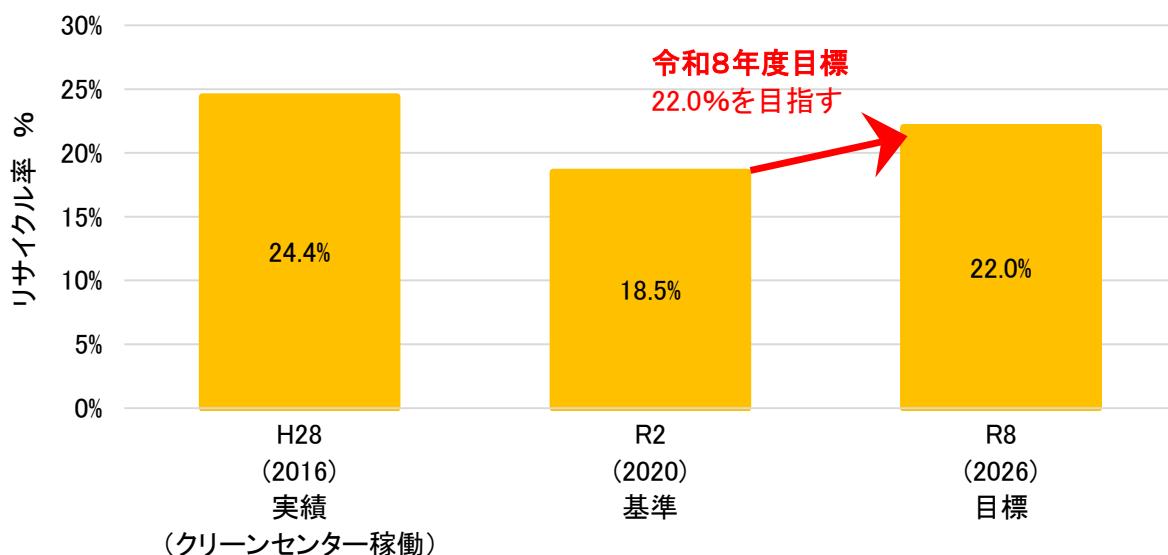


図3-17 リサイクル率に関する目標値

### (3) 最終処分の目標

最終処分については、ごみ排出量の減量化と資源化を推進することにより、令和8年度の最終処分率を6.2%以下にすることを目標とします。

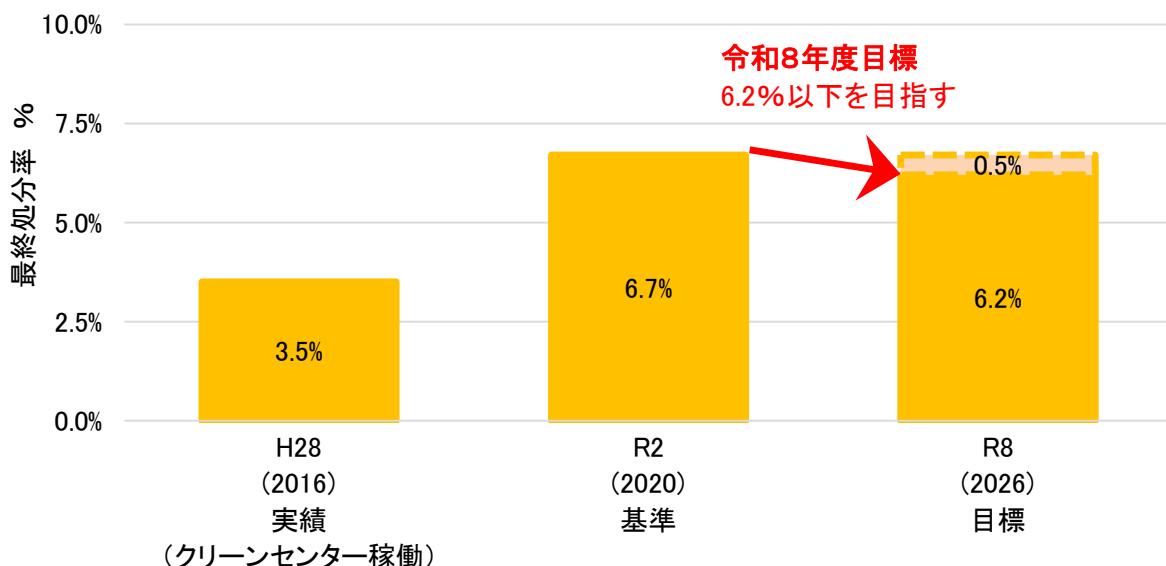


図3-18 最終処分率に関する目標値

### (4) 国、岡山県、勝央町の数値目標との比較

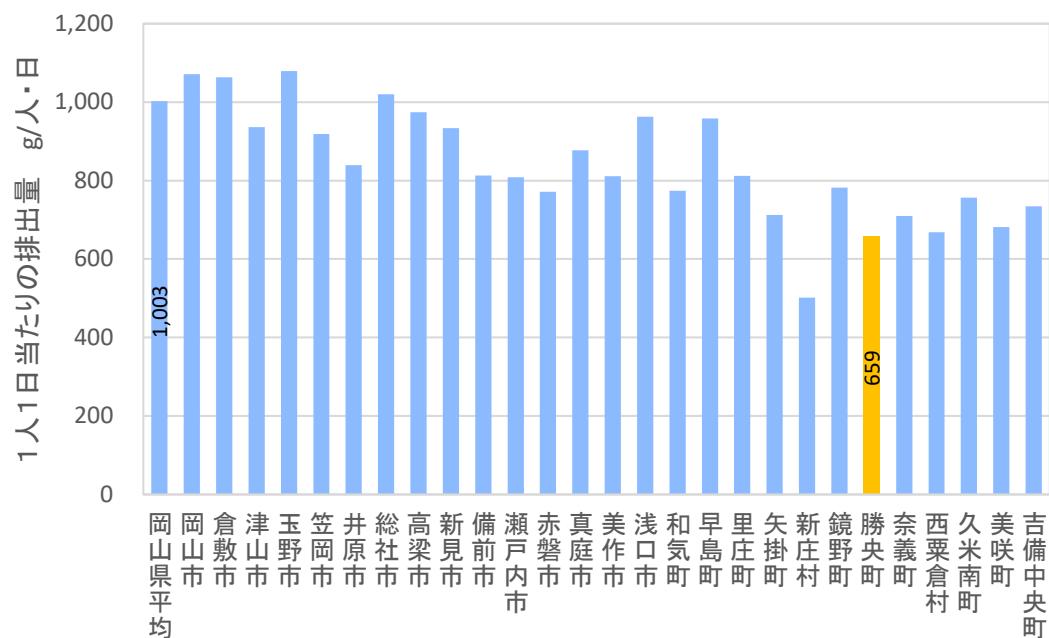
国、岡山県、勝央町で掲げられている数値目標との比較した結果は下表のとおりです。

表3-7 国、岡山県、勝央町の数値目標との比較

| 指標               | 数値目標 |                        | 目標年次  | 令和2年度<br>(勝央町実績値) | 達成状況 |
|------------------|------|------------------------|-------|-------------------|------|
| 1人1日当たりのごみ排出量    | 国    | 約850g/人/日              | 令和7年度 | 700.8             | 達成   |
|                  | 岡山県  | 935g/人/日               | 令和2年度 |                   | 達成   |
|                  | 勝央町  | 606g（平成27年度と比較して30g削減） | 令和3年度 |                   | 未達成  |
| 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 | 国    | 約440g/人/日              | 令和7年度 | 374.7             | 達成   |
|                  | 岡山県  | 500g/人/日               | 令和2年度 |                   | 達成   |
| リサイクル率           | 国    | 約27%                   | 令和2年度 | 18.5%             | 未達成  |
|                  | 岡山県  | 32.7%                  | 令和2年度 |                   | 未達成  |
|                  | 勝央町  | 30%                    | 令和3年度 |                   | 未達成  |
| 最終処分量            | 国    | 平成24年度に対して約14%削減       | 令和2年度 | -                 | -    |
|                  | 岡山県  | 86.5t/日                | 令和2年度 | 0.5t/日            | 達成   |
| 最終処分率            | 勝央町  | 2%以下                   | 令和3年度 | 6.7%              | 未達成  |

参考：県内自治体の状況

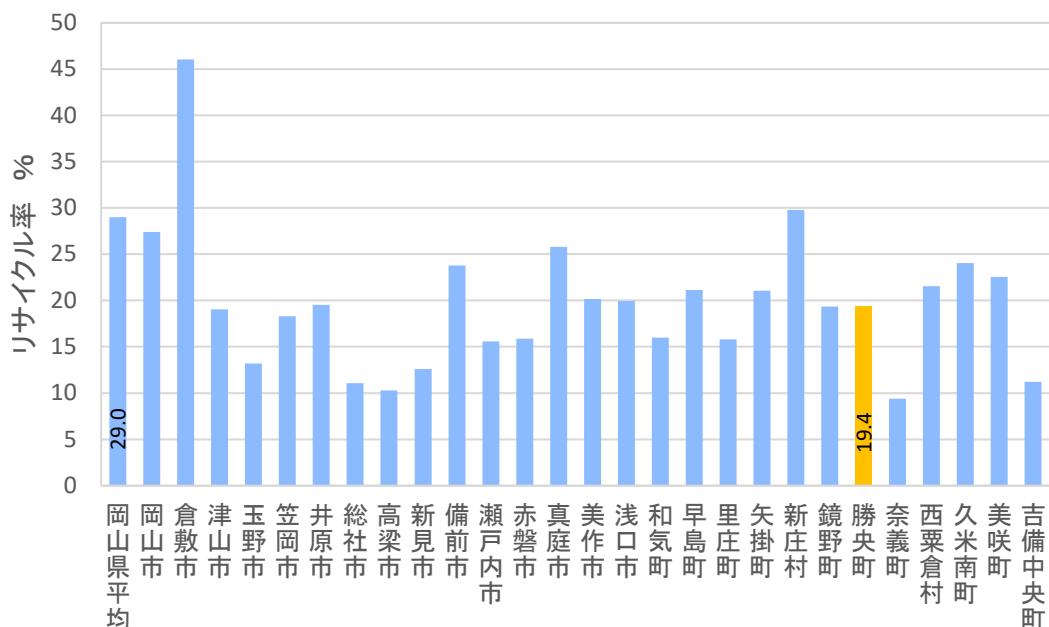
< 1人1日当たりごみ排出量 >



資料:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図3-19 自治体ごとの1人1日当たりのごみ排出量（令和元年度実績）

< リサイクル率 >



資料:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図3-20 自治体ごとのリサイクル率（令和元年度実績）

## “もったいない”

### 可燃ごみのごみ出しまえにひと工夫！

目標:70グラム削減

- 食べ残されたり、手付かずのままごみ出しがされている食品は5%程度あります。



排出量 10グラム

⇒すべての家庭で取り組みましょう。

- ❖ 食事の量を良く考え、作り過ぎないようにしましょう。
- ❖ 作った料理は食べ残さない様にしたり、翌日のお弁当に利用しましょう。

目標:10グラム削減

- 生ごみは可燃ごみの4～5割を占めています。
- 水分が多いと発電に回すエネルギーが小さくなっています。



排出量 200グラム

※うち70%(140グラム)程度が水分です。

⇒水切りに取り組みましょう。ひと絞りで10%程度の水切り

- ❖ 調理くずは、生ごみ処理機器やコンポストなどをを利用して堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。
- ❖ 生ごみは、三角コーナー等を用い、しっかり水切りを行いましょう。

目標:14グラム削減

⇒庭などのある家庭は、堆肥化に取り組みましょう。

(目標1割の家庭で取り組む)

目標:20グラム削減

- 分別すれば資源化できる新聞等の古紙類が可燃ごみに出されています。



排出量 120グラム

⇒ごみ分別は全町で取り組みましょう。

地域の資源回収に出しましょう。

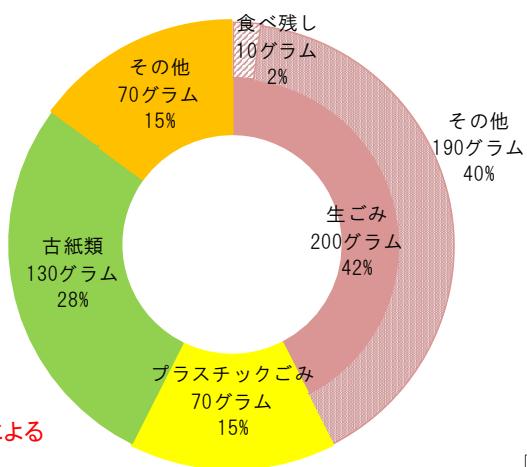
- ❖ 決められた分別に協力しましょう。
- ❖ 分別しないと再資源化できなくなります。

目標:25グラム削減

- ❖ 可燃ごみは、生ごみ、プラスチックごみ、古紙類、その他のが排出されています。

- ❖ その中には、分別すれば資源化できる古紙類、堆肥化等により削減できる生ごみが多く排出されています。

✓ 具体的な割合は、類似自治体による調査結果を参考としています。



## 第3節 基本方針

### 1. ごみの適正な処理に向けた基本方針

本町における循環型社会形成推進を目的として、生活環境の保全や環境負荷低減に配慮したごみの適正な処理に向けての基本方針を次のように定めます。

#### 基本方針

住民・事業者・行政は、循環型社会形成という目標に向け、それぞれの果たす役割と責任を自覚し、以下の取組を行っていきます。

##### 1. ごみ減量化の推進

ごみ問題を解決するためには、出口対策(リサイクル、適正処理等)に加えて入口対策(排出抑制)が重要であることから、3Rのうちリサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)を重視したごみ減量行動などに町全体で積極的に取り組み、ごみの排出抑制を進めていきます。

##### «SDGsのゴール»



##### 2. 資源再利用の推進

排出されるごみに関しては、資源ごみの分別収集の徹底、集団回収活動やそれらの取組に対する支援、搬入ごみからの資源回収に努めることにより、町全体で資源再利用を推進していきます。

##### «SDGsのゴール»



##### 3. 環境の保全

ごみ減量化や資源再利用の促進、焼却時における熱回収の取組を通じて、地球温暖化防止に配慮するなど環境負荷低減に努めます。また、ごみの排出から収集・運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの全ての過程において生活環境の保全に努めます。

##### «SDGsのゴール»



## 第4節 ごみの排出抑制及び資源化の方策

### 1. 役割分担

循環型社会の形成を推進するため、ごみ排出量を抑制し、再資源化を推進していくためには住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、適切な役割分担の下で取り組んでいくことが重要と考えられます。

#### (1) 住民の役割

住民は、商品購入に当たっては、容器包装廃棄物の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用に当たっては、なるべく長期間使用することに努めることで、ごみの排出抑制に取り組むものとします。

また、ごみの排出に当たっては、本町が設定する分別区分に応じて分別排出することにより、行政による適正処理に対する取り組みに協力するとともに、各種リサイクル法に基づく使用済み製品の引き渡しやリサイクル料金の負担など、事業者が法令に基づいて行う措置に協力するものとします。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択の工夫、再生利用を行うこと等により、排出する廃棄物の抑制に努めるものとします。その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を行うものとします。

また、事業者は、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の製造・販売、必要な情報の提供等に努めることにより、消費者が環境に配慮した消費活動が実践できるよう支援するものとします。

#### (3) 行政の役割

行政は、自らごみの減量化と資源の再利用を率先して行うことはもちろんのこと、本町におけるごみ排出抑制に関し、適切な普及啓発、情報提供や環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集の推進と適正な処理に努めるものとします。

以下には、本町におけるごみの排出抑制、再資源化に関する取り組みに向けた住民、事業者、行政の行動を示します。

## 2. 普及啓発、情報提供及び環境教育の充実

広報紙やホームページなどの媒体だけでなく、施設見学やイベント等の機会を捉え、本町、ひいては津山圏域のごみの現状や問題点等についての情報を正確に伝え、住民一人ひとりのごみの排出抑制や再資源化に向けた自主的な活動を促していきます。

また、ごみや環境に関する問題を身近な課題として理解してもらうため、クリーンセンターを拠点とした環境学習の展開と小学校等における環境教育の充実を図るとともに、ごみや環境に関する生涯学習の機会の増加、内容の充実を図ります。

### < 行政の役割 >

|           | 役割   | 区分 |
|-----------|--|----|
| 普及啓発、情報提供 | 広報紙、防災行政無線、ホームページなどを通じて、ごみの減量・資源化、食品ロスの削減について、町民、事業者の関心を高めるような普及啓発活動を推進する。         | 継続 |
|           | ごみの分別・出し方ガイドブック、ごみカレンダーを配布し、生活系ごみ、事業系ごみの分別を図る。                                     | 継続 |
|           | ごみ集積場に出されたごみが正しく分別されていなかった場合などは、警告の貼紙で啓発を図る。                                       | 継続 |
| 環境教育の充実   | 保育園児や小中学生を対象に、津山圏域クリーンセンターの施設や、リサイクルプラザ内の体験工房、リユースコーナーを活用して「ごみ問題を通じた暮らしの環境学習」展開する。 | 継続 |
|           | 岡山県が実施している環境学習出前講座を活用し、学校や地域での環境学習を支援する。   | 新規 |

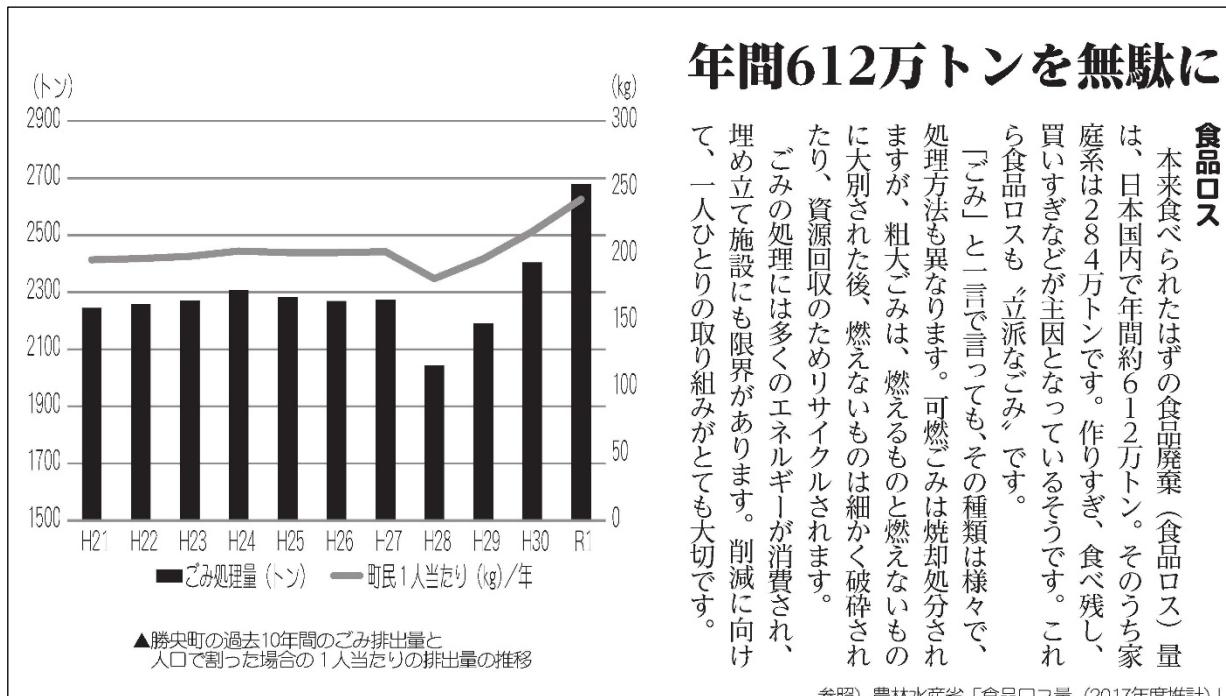
### < 住民の役割（例）>

- ・ 行政等が主催するイベント、講座等に積極的に参加する。
- ・ 作るとき、使うとき、捨てるときのことを考えるなど、一人ひとりの意識改革を図る。

### < 事業者の役割（例）>

- ・ 環境への影響を低減する商品、サービスなどの環境情報を積極的にPRする。
- ・ 従業員に対して環境教育を実施し、意識向上を図る。

## < 広報紙による普及啓発 >



## < リサイクルの体験工房 >

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザでは、リサイクルの大切さを感じてもらえるように、体験工房でエコなモノづくり体験を行っています。

**紙ひもで小物作り**

どこか懐かしく、素朴な紙ひも。丈夫で長く使える紙ひもが、小さな小物入れに大変身!  
どんなお宝を入れようかな♪

体験時間 約90分  
参加費250円 定員15名

**布エコバッグ作り**

世界で1つ! オリジナルエコバッグを作ろう!  
買い物する時に、作ったエコバッグを持っていき、レジ袋を削減しよう!

体験時間 約60分  
参加費200円 定員15名

**リサイクルアロマ作り**

冷凍庫の中にたまっている保冷剤。ちょっとした工夫で、リサイクルアロマに大変身! やさしい香りにいやされてみませんか♪

体験時間 約45分  
参加費150円 定員20名

**ハピネスキャンドル作り**

使用済みのキャンドルを再利用して作ったハピネスキャンドルのやさしい香りで、すてきな時間を過ごしてみませんか★

体験時間 約45分  
参加費200円 定員20名

**紙すき体験**

使い終わったチラシや新聞を使って、素敵なはがき等を作りませんか?  
工夫すればまだ使える♪  
紙はごみじゃない!

体験時間 約60分  
参加費50円 定員20名

出典:津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザホームページ

## < 小学校社会科見学 >

津山圏域クリーンセンターには、毎年、津山圏域内の小学生から4年生の児童の皆さんのが、社会科見学のため施設見学に訪れています。学校で学んだごみに関するこどりリサイクルについて、地域の施設でどのように行われているのかを実際に見て、学びを深める取り組みとなっています。



出典:クリーンセンターだより第26号

### 3. 生活系ごみの発生抑制

レジ袋など、すぐに不要になるものは家庭に持ち込まない、購入した製品は長く大切に使うといったライフスタイルの転換により、ごみになる可能性のあるもの自体の発生抑制を推進します。

また、商品の購入・消費の段階からごみの排出者としての立場と責任を自覚し、ごみになりにくい商品や再生品を選択したり、資源回収に参加・協力したりするなど、意識向上に努めます。

#### < 行政の役割 >

| 役割   | 区分 |
|--|----|
| マイバッグ運動の推進<br>マイバッグ運動の推進を積極的にPRする。               | 継続 |
| 生ごみ堆肥化の推進<br>生ごみ処理機等に対する補助制度の検討を行う。              | 継続 |
| ごみ集積場の整備<br>新規に集積場を整備する場合は町が費用の一部を負担する。          | 継続 |
| 生活系ごみ指定ごみ袋の継続<br>ごみ処理手数料の効果を検証し、適正価格について調査・検討する。 | 継続 |
| リユース活動の推進<br>不用品交換の場を提供する等、リサイクルが推進される環境の整備をする。  | 継続 |

#### < 住民の役割（例）>

- 過剰包装の商品は購入しない。包装が必要な場合はできるだけ簡素にしてもらう。
- 購入する際は本当に必要なものであるかどうか、また、使用後のリサイクル、分別のことを考慮し、ごみとして出さない物を購入する。
- 生ごみの自家処理やごみの水切りを励行する。

#### < 事業者の役割（例）>

- 設計、製造においても分別、リサイクル可能な商品づくりをする。
- 適正包装に留意し、多重包装を避ける。

## < マイバッグ普及啓発活動 >

### ■ マイバッグ普及啓発活動

- 日 時 令和元年10月～12月
- 場 所 県内22カ所(岡山市(4か所)、倉敷市(4か所)、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、浅口市、早島町、矢掛町、鏡野町、勝央町)

岡山県では、毎月10日を「ノーレジ袋デー」と定めて、買い物の際にレジ袋をもらわない「マイバッグ持参」の取組を行っています。当協会では、今年度も各地域のスーパーやイベント会場でマイバッグの配布と啓発を行いました。

この取組が、循環型社会の形成をはじめとした環境問題を考えるきっかけとなることを願っています。



出典:環境のひろば 216号

## < 津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ リユースコーナー >

津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザのリユースコーナーでは、ご家庭で不用になった家具や家電製品などを引き取り、修理・清掃を行い、提供・販売しています。

### <リユースコーナー受入商品>

家具、自転車、家電製品、衣類(洋服)、子ども用品、楽器類、食器類



出典:津山圏域クリーンセンターパンフレット

## 4. 事業系ごみの発生抑制

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、法で定められた廃棄物（産業廃棄物）との分別を徹底します。また、一般廃棄物に該当するものについては、発生抑制を推進します。

### < 行政の役割 >

|             | 役割                                       | 区分 |
|-------------|--|----|
| リサイクル支援策の検討 | 事業系の資源物のリサイクルが促進されるような支援策を検討する。          | 継続 |
| 環境活動の推進     | 商工団体や地域のさまざまな協議会、組合、連合会等と連携して情報提供や活動をする。 | 継続 |

### < 事業者の役割（例）>

- ・ 包装や容器などはリサイクルしやすい原材料や商品を仕入れる。
- ・ 毎日廃棄物の重さを計る等、減量意識を高めるとともに、収集を業者に委託する場合は、分別して収集されるよう努める。

## 5. 再資源化の推進

資源化可能なものは経済的に許される範囲で可能な限り資源化を図れるよう、自主的なりサイクルルートの確立を推進・支援していきます。

### < 行政の役割 >

|              | 役割   | 区分 |
|--------------|--|----|
| 集団回収の推進      | 小中学校や地域に資源物の集団回収を呼びかけるとともに、資源回収が取り組みやすい仕組み・環境の整備を検討する。 | 継続 |
| 奨励制度の導入      | リサイクル活動を推進する企業や住民団体に対しての奨励策や支援策を検討する。                  | 継続 |
| 小型家電リサイクルの推進 | 小型家電回収ボックスを設置し、リサイクルを推進する。                             | 新規 |

### < 住民の役割（例）>

- 町内、集落、学校区など地域のネットワークを活かし、リサイクルに取り組む。
- リサイクルについて十分理解し、資源ごみは資源として分別してリサイクルにまわし、ごみとしないよう努める。

### < 事業者の役割（例）>

- 企業でリサイクルのためのルートを整備し、リサイクルを図る。
- 種類ごとに資源回収箱を設置し、消費者に販売した資源製品を回収する等、企業のイメージアップにつながるようなリサイクルを進める。

## 第5節 収集・運搬計画

### 1. 収集・運搬計画

ごみの収集運搬については、本町が定める収集・運搬計画(本計画及び実施計画)に基づいて行うことを基本とします。

### 2. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分

分別収集するごみの種類及び分別の区分については、当面は下表のとおり実施していくこととします。また、技術の進歩等によるごみ処理や資源化の動向を見極め、必要な対応を行うものとします。

表 3-8 ごみの分別区分

| ごみの種類・分別区分 | 主な品目   | 排出容器等       |
|------------|--|-------------|
| 生活系        | 可燃ごみ<br>ガラス類、陶磁器類、金属とプラスチックの複合物<br>危険ごみ(刃物類、割れたガラス・陶器、ライターなど)      | 指定袋<br>コンテナ |
|            | プラスチック容器包装<br>缶類(アルミ缶、スチール缶、その他)<br>ビン類(無色、茶色、その他)                 | 中身が見える袋     |
|            | 資源ごみ<br>ペットボトル<br>布類(古着)<br>紙類(包装紙、紙パック、空箱、紙袋、新聞紙・チラシ、雑誌、ダンボール など) | コンテナ等       |
|            | 蛍光灯・水銀式体温計、乾電池   |             |
|            | 粗大ごみ<br>家電類、家具類、厨房用品類など<br>(一斗缶(18ℓ缶)に入らない大きさのもの)                  | —           |
|            | 事業系一般廃棄物<br>紙くず・木くず・繊維くず・食品残渣で産業廃棄物以外のもの                           | —           |
|            | リサイクルできない粗大ごみ  | —           |

(注) 組合では、クリーンセンターでのごみ処理を適正かつ円滑に行うため、有害性のあるもの、危険性のあるもの、引火性のあるもの、処理が困難なもの、個別リサイクル法で規定される対象品目、法律で定める産業廃棄物等については、「受入できないごみ」として施設への受入を制限する。

## 第6節 中間処理計画

収集運搬されるごみは、津山圏域クリーンセンター(熱回収施設、リサイクル施設)及び処理委託業者で適正に処理を行っていきます。

### 1. 中間処理対象物と処理方法

各中間処理施設の処理対象物と処理の方法は、以下を基本とします。

#### (1) 热回収施設

可燃ごみは、熱回収施設で焼却処理を行い、減容化と安定化を図り、発生する焼却残渣についてはセメント原料化とし、資源化不適物は最終処分します。

表 3-9 热回収施設処理対象物と処理方法

| 処理対象物          | 処理方法 |
|----------------|------|
| 可燃ごみ           | 焼却   |
| リサイクル施設からの可燃残渣 |      |
| 下水処理場し渣        |      |
| し尿処理場し渣        |      |

#### (2) リサイクル施設

不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみは、リサイクル施設で破碎・選別・圧縮梱包等の資源化処理を行い、資源物を回収後、処理過程で発生する可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は最終処分します。

表 3-10 リサイクル施設処理対象物と処理方法

| 処理対象物 | 処理方法       |
|-------|------------|
| 不燃ごみ  | 破碎、選別、金属回収 |
| 粗大ごみ  |            |
| 資源ごみ  | びん         |
|       | 蛍光灯・水銀式体温計 |
|       | 乾電池        |

### (3) 委託業者

資源ごみ(缶・金属類、ペットボトル、紙類・古布類)は、本町の委託業者が所有する施設で破碎、選別等の資源化処理を行い、資源物を回収する。またプラスチック製容器包装類は本町の委託業者が所有する施設にて破碎処理後、RPF燃料化します。

表 3-1-1 委託業者所有施設の処理対象物と処理方法

| 処理対象物        |        | 処理方法      |
|--------------|--------|-----------|
| 資源ごみ         | 缶・金属類  | 選別・圧縮     |
|              | ペットボトル | 破碎        |
|              | 紙類・古布類 | 選別        |
| プラスチック製容器包装類 |        | 選別、RPF燃料化 |

## 2. 施設の適正管理

中間処理施設の運営管理に当たっては、津山圏域クリーンセンターが関係法令に示されている基準に沿った維持管理、各種定期検査・測定等を行うとともに、適切なメンテナンスを図り、施設の適正管理と処理機能の維持、公害防止及び周辺環境の保全に努めます。また、委託業者の処理施設については、当該業者に施設の維持管理について、関係法令等に沿って適切に管理するよう助言又は指導します。

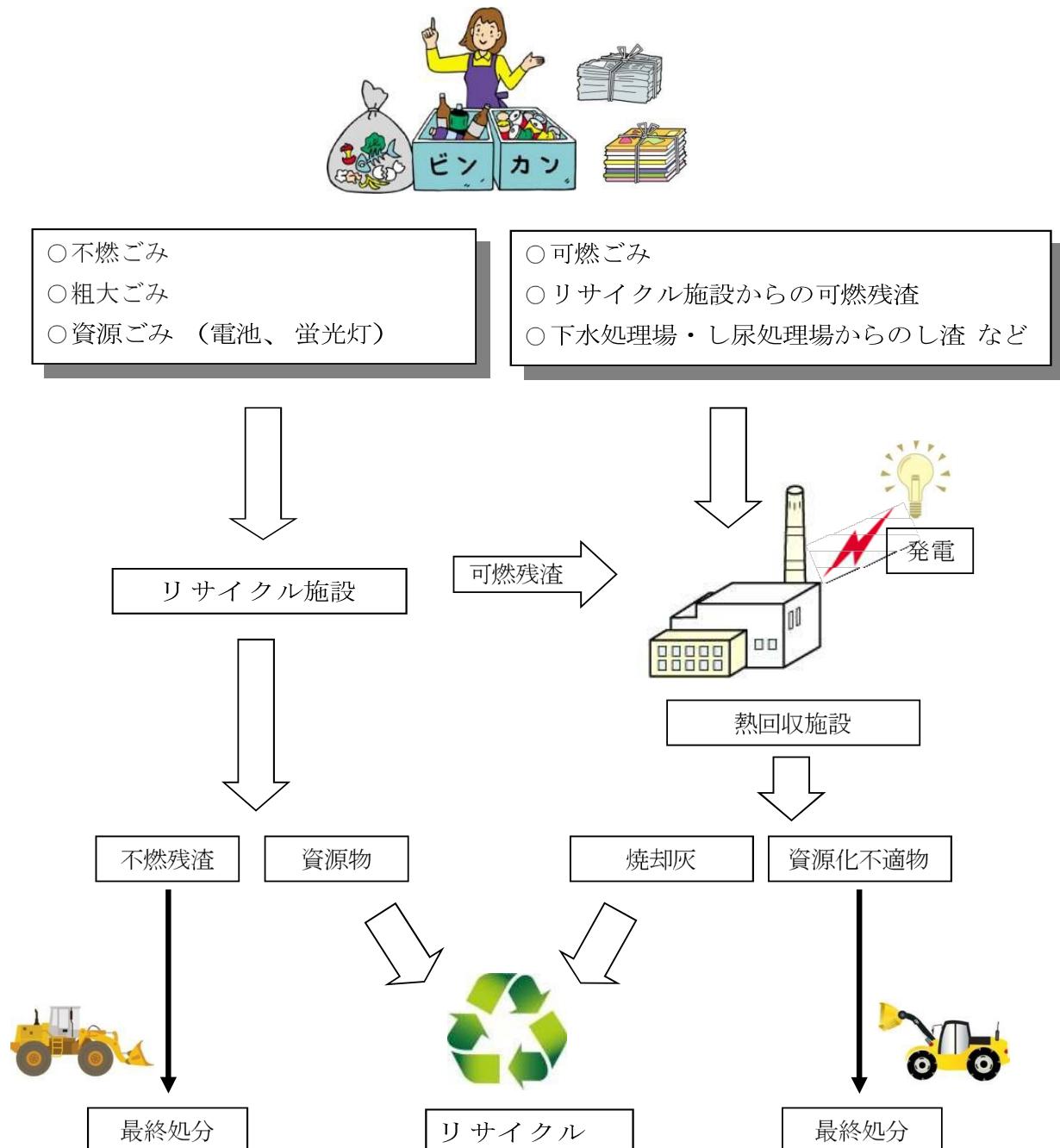


図 3-2-1 中間処理計画概略フロー（津山圏域クリーンセンター）

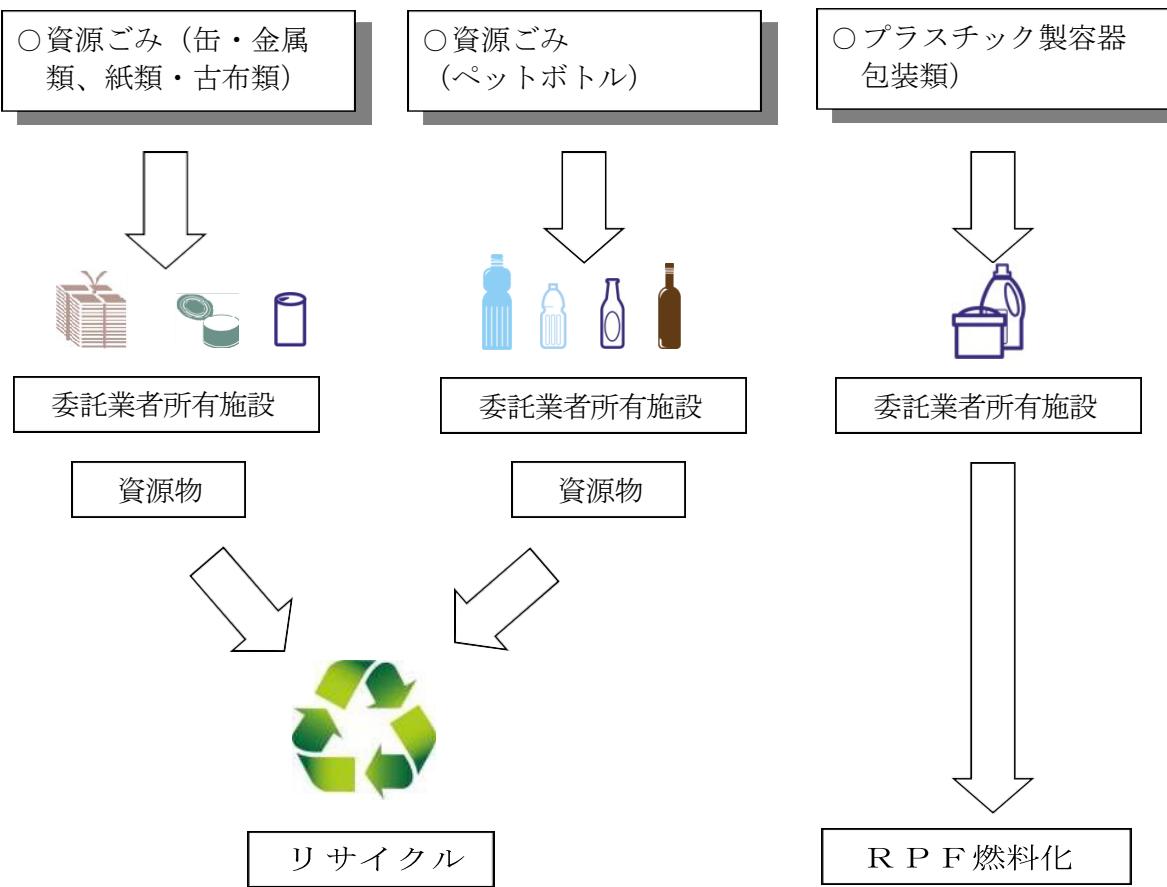


図 3-2-2 中間処理計画概略フロー（委託業者）

## 第7節 最終処分計画

ごみの排出抑制と再資源化を徹底し最終処分するごみ量をできるだけ減らした上で、どうしても最終処分しなければならないごみについては、以下を基本として津山圏域クリーンセンターにて最終処分を行っていきます。

### 1. 最終処分対象物と処分方法

最終処分の対象は、中間処理後の不燃残渣、資源化不適物等とします。

### 2. 施設の適正管理

最終処分場の運営管理に当たっては、関係法令に示されている基準に沿った維持管理、各種定期検査・測定等を行うとともに、適切なメンテナンスを図り、施設の適正管理と処理機能の維持、公害防止及び周辺環境の保全に努めます。

## 第8節 その他

### 1. 不適正処理・不法投棄の防止

平成27年6月に、本町の良好な環境を保つための規範とするべく、勝央町美しいまちづくり条例が施行されました。しかしながら、ごみの野外焼却(野焼き)などの不適正処理や山野への不法投棄が依然として発生しております。

これらに対応すべく、本町は不法投棄監視活動や、警察への情報提供、勝央町環境衛生協議会と協働した不法投棄防止啓発看板の設置、不法投棄やポイ捨てに関する広報紙や無線放送などによる普及啓発活動、不法投棄事案の公表、主に保育園、小中学校を対象とした環境教育の推進、あるいは住民への不法投棄防止啓発資材の提供等不法投棄行為者への抑止につながるような施策を行います。



出典:環境のひろば 217号

### 2. 災害時の廃棄物処理

地震や水害などの大規模災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生することが想定されるため、次のような対応を進めていきます。

- 災害廃棄物処理計画の策定
- 本町で発生した災害廃棄物の処理は、組合で連携して実施することを基本とする。
- 災害発生時等非常時に備えて、県や周辺自治体との連携体制・相互支援体制を構築する。

### 3. 医療廃棄物の扱い

一般家庭から排出される在宅医療廃棄物については、組合及び医療機関等と連携を図り対応していきます。

### 4. 不用品回収業者の扱い

家電4品目等、法令により処理方法が決められている廃棄物の空き地回収業者や、トラック回収業者については、当該業者が市町村の枠を超えて回収を行っている現状にあるため、岡山県と連携した情報共有や、必要に応じ、立入調査及び指導を行います。

(余 白)

## **第4章 生活排水処理基本計画**



## 第1節 生活排水の排出の状況

### 1. 生活排水処理の状況

し尿は、汲取り便槽から収集されるほか、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、公共下水道終末処理施設及び農業集落排水施設で処理されています。

生活雑排水は、合併処理浄化槽、公共下水道終末処理施設及び農業集落排水施設で処理されていますが、一部が未処理で公共用水域に放流されています。

公共下水道終末処理施設の処理水は河川に放流し、発生汚泥は脱水後に肥料化施設へ搬出しています。農業集落排水施設の処理水は河川に放流し、発生する清掃汚泥はし尿処理施設で処理しています。合併浄化槽の処理水は、排水路等を通して公共用水域へ放流し、発生する清掃汚泥はし尿処理施設で処理しています。単独処理浄化槽では、生活雑排水は処理せず公共用水域へ放流しています。

し尿及び浄化槽の清掃汚泥(農業集落排水汚泥を含む)は収集され、し尿処理施設(滝川苑)へ搬入して処理を行っています。滝川苑は、美作市、西粟倉村、勝央町、奈義町及び美咲町で構成される勝英衛生施設組合が管理、運営しています。し尿処理施設の処理水はそれぞれ勝央浄化センターを経由し河川放流しており、処理工程から発生する汚泥は脱水後、場外搬出しています。

自家処理は、最近はし尿の収集運搬作業の改善、化学肥料の普及ならびに衛生思想の浸透に伴って年々減少し、現在ではほとんどみられません。

生活排水の適正処理とは、本来、し尿と生活雑排水を同時に処理することが必要であり、本町内全てで水洗化されるよう、引き続き啓発活動を推進していく必要があります。

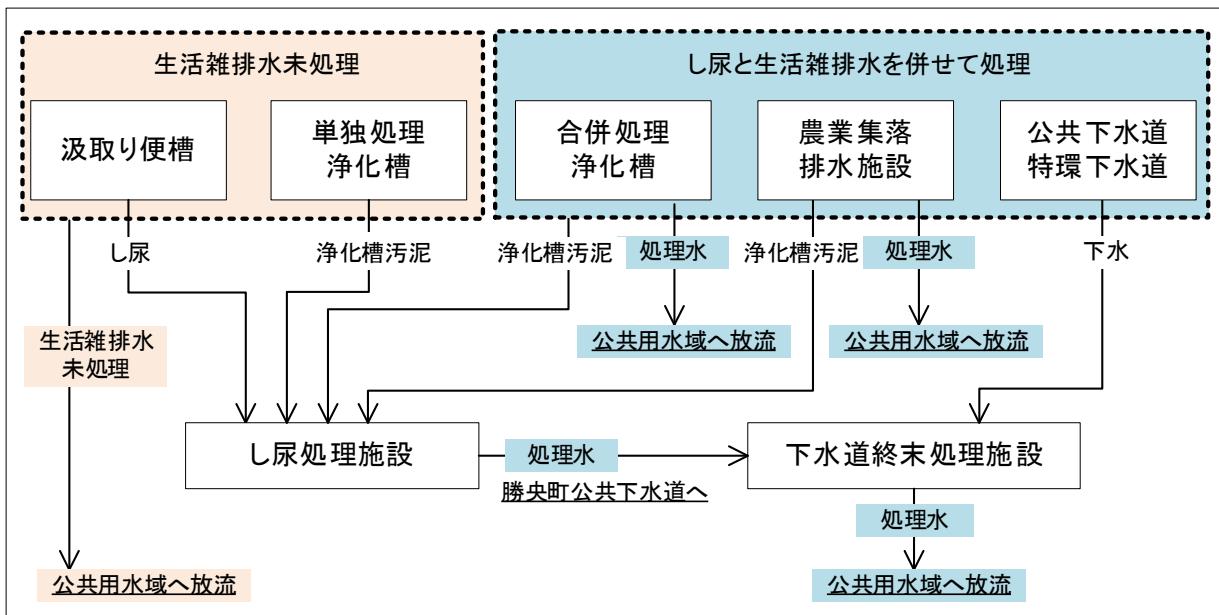


図 4-1 勝央町における生活排水の処理体系

### (1) 行政区域内人口（計画処理区域内人口と生活排水処理形態別人口）

下水道人口や農業集落排水人口は各年度3月末で人口を把握していることから、生活排水処理基本計画内の行政区域内人口（計画処理区域内人口）は各年度3月末人口で整理しました。過去6年間（平成27～令和2年度、各年度末現在）の行政区域内人口を、下表に示します。行政区域内人口は減少する傾向にあり、令和2年度で11,041人となっています。

表4-1 行政区域内人口（各年度末現在）

（単位：人）

| 平成27   | 平成28   | 平成29   | 平成30   | 令和元    | 令和2    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 11,272 | 11,237 | 11,152 | 11,080 | 11,109 | 11,041 |

### (2) 生活排水処理形態別人口

過去6年間（平成27年度～令和2年度、各年度末現在）の処理形態別人口の推移は、下表に示すとおりです。

- ・ 合併処理浄化槽人口は概ね横ばい傾向にあり、令和2年度で218人となっています。
- ・ 下水道処理人口

公共下水道は昭和55年6月に一部供用開始し、水洗化の推進に併せて下水道処理人口が増加し、特定環境保全公共下水道人口を含めて、令和2年度で9,486人となっています。

- ・ 農業集落排水人口

農業集落排水処理人口は減少傾向にあり、令和2年度で670人となっています。

- ・ 単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽人口は横ばいで推移しており、令和2年度で136人となっています。

- ・ し尿収集人口

し尿収集人口は減少しており、令和2年度で522人となっています。

- ・ 自家処理人口

自家処理人口は、各施策の振興に伴い年々減少しており、令和2年度で9人となっています。

表 4-2 生活排水処理形態別人口の実績

| 項目/年度           |                                  | 平成27   | 平成28   | 平成29   | 平成30   | 令和1    | 令和2    |
|-----------------|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生活排水処理形態別人口     | 1.計画処理区域内人口 (人)                  | 11,272 | 11,237 | 11,152 | 11,080 | 11,109 | 11,041 |
|                 | 2.水洗化・生活雑排水処理人口 (人)              | 10,287 | 10,358 | 10,279 | 10,348 | 10,401 | 10,374 |
|                 | (1)合併処理浄化槽人口 (人)                 | 203    | 215    | 217    | 233    | 216    | 218    |
|                 | (2)下水道人口 (人)                     | 9,233  | 9,312  | 9,243  | 9,325  | 9,507  | 9,486  |
|                 | (3)農業集落排水人口 (人)                  | 851    | 831    | 819    | 790    | 678    | 670    |
|                 | 3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人) | 167    | 156    | 151    | 147    | 138    | 136    |
|                 | 4.未水洗化人口 (人)                     | 818    | 723    | 722    | 585    | 570    | 531    |
|                 | (1)し尿収集人口 (人)                    | 808    | 713    | 713    | 576    | 561    | 522    |
|                 | (2)自家処理人口 (人)                    | 10     | 10     | 9      | 9      | 9      | 9      |
| 5.計画処理区域外人口 (人) |                                  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## (3) 生活排水処理率

下水道整備区域内における合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿収集人口が減少していることから、生活排水処理率は向上しており、令和2年度で93.9%となっています。

表 4-3 生活排水処理率

| 項目/年度       | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和1  | 令和2  |
|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 生活排水処理率 (%) | 91.3 | 92.1 | 92.1 | 93.3 | 93.6 | 93.9 |

注) 生活排水処理率(%)：水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口×100

## 2. し尿・汚泥の排出状況

過去6年間(平成27～令和2年度)の年間収集実績は下表のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の総収集量は、いずれも減少傾向となっています。令和2年度の総収集量は1,237kℓです。また、総収集量に占める浄化槽汚泥の混入率は、平成30年度がピークで過去6年間は58.9～66.4%の間を推移しています。

表4-4 し尿及び浄化槽汚泥の年間収集実績

| 年度   | 収集量            |                 |               |            | 年間日平均収集量<br>(kℓ/年) |  |
|------|----------------|-----------------|---------------|------------|--------------------|--|
|      | 総収集量<br>(kℓ/年) | し尿収集量<br>(kℓ/年) | 浄化槽汚泥         |            |                    |  |
|      |                |                 | 収集量<br>(kℓ/年) | 混入率<br>(%) |                    |  |
| 平成27 | 1,551          | 638             | 914           | 58.9       | 4.3                |  |
| 平成28 | 1,455          | 544             | 911           | 62.6       | 4.0                |  |
| 平成29 | 1,398          | 472             | 926           | 66.2       | 3.8                |  |
| 平成30 | 1,373          | 462             | 911           | 66.4       | 3.8                |  |
| 令和元  | 1,233          | 468             | 765           | 62.0       | 3.4                |  |
| 令和2  | 1,237          | 464             | 773           | 62.5       | 3.4                |  |

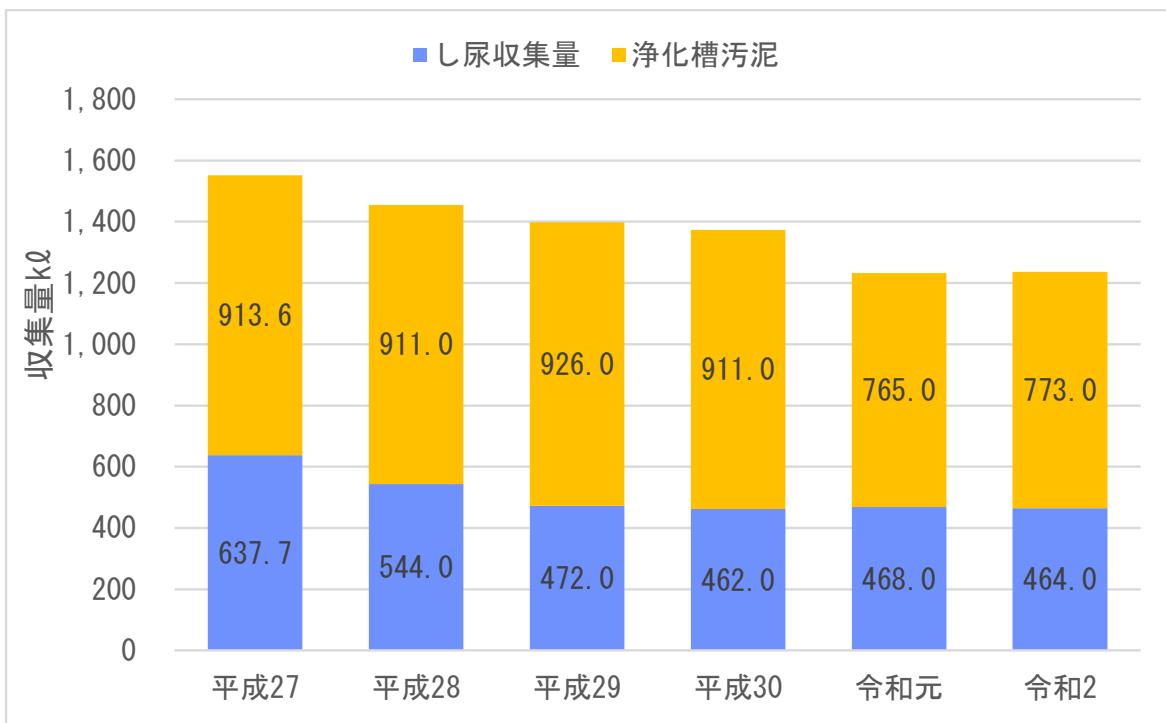


図4-2 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

### 3. し尿処理施設の状況

#### (1) し尿処理施設の概要

勝英衛生施設組合が管理する滝川苑の概要は、下表に示すとおりです。

表 4-5 施設の概要

|        |   |
|--------|---|
| 施設の名称  | 滝川苑                                     |
| 施設所管   | 勝英衛生施設組合<br>構成市町村:美作市、西粟倉村、勝央町、奈義町、美咲町  |
| 所在地    | 岡山県勝田郡勝央町小矢田31                          |
| 計画処理能力 | 計画処理能力74kℓ／日(し尿:60kℓ／日、浄化槽汚泥:14kℓ／日)    |
| 処理方式   | 脱臭処理:高・中低濃度臭気;酸・アルカリ次亜洗浄→活性炭吸着          |
| 放流先    | 勝央町公共下水道<br>※勝央町下水道排出基準により基準内で放流        |
| し渣処分方法 | 脱水し査→場外搬出                               |
| 竣工年度   | 昭和39年3月(基幹的整備:平成8~11年度)                 |
| 設計・施行  | セキスイエンバイロメント株式会社<br>荏原エンジニアリング・サービス株式会社 |

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集体制、収集方法

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者1社が行っています。

収集車両の種類と数は下表に示すとおりです。し尿の収集方法は、業者の定期収集及び住民の申し込みによる随時収集であり、浄化槽汚泥は、許可業者が事前に搬入調整を行った上で収集しています。

表 4-6 収集車両の種類と数

| 業者名     | 業者の種別 | 収集対象物 | 積載量  | 台数 |
|---------|-------|-------|------|----|
| (有)勝央清掃 | 許可    | し尿    | 2.7t | 1  |
|         |       | 浄化槽汚泥 | 2.7t | 1  |
|         |       |       | 3.6t | 1  |

## 4. 公共下水道の状況

公共下水道として昭和55年6月に、特定環境保全公共下水道として平成5年8月それぞれ一部供用を開始し。現在整備が完了しています。下水道計画の概要、終末処理施設の概要は下表に示すとおりです。

表 4-7 下水道計画の概要

|         |                     | 全体計画        |         | 認可事業        |            |
|---------|---------------------|-------------|---------|-------------|------------|
| 目標年次    |                     | 令和 17 年度    |         | 令和 7 年度     |            |
| 下水排除方式  |                     | 分流式         |         |             |            |
| 計画区域面積  | (ha)                | 758.41      |         | 706.08      |            |
| 計画人口    | (人)                 | 10,030      |         | 9,680       |            |
| 計画汚水量   | (m <sup>3</sup> ／日) | 12,900(日最大) |         | 11,700(日最大) |            |
| 事業許可年月日 | 公共                  | 当初          | 昭和52年3月 | 最終          | 令和 3 年 3 月 |
|         | 特環                  | 当初          | 平成2年12月 | 最終          | 令和 3 年 3 月 |
| 一部供用開始  | 公共                  | 昭和55年6月     |         |             |            |
|         | 特環                  | 平成5年8月      |         |             |            |

表 4-8 終末処理施設の概要

|       |      | 全体計画                    |  | 認可事業                    |  |  |  |
|-------|------|-------------------------|--|-------------------------|--|--|--|
| 施設名称  |      | 勝央浄化センター                |  |                         |  |  |  |
| 所在地   |      | 岡山県勝田郡勝央町小矢田45-1        |  |                         |  |  |  |
| 敷地面積  |      | 2.4ha                   |  |                         |  |  |  |
| 処理方式  | 污水処理 | 凝聚剤添加循環式硝化脱窒法           |  |                         |  |  |  |
|       | 污泥処理 | 濃縮→消化→脱水→焼却             |  | 濃縮→消化→脱水                |  |  |  |
| 放流先   |      | 滝川                      |  |                         |  |  |  |
| 計画汚水量 | 日平均  | 11,700m <sup>3</sup> ／日 |  | 10,600m <sup>3</sup> ／日 |  |  |  |
|       | 日最大  | 12,900m <sup>3</sup> ／日 |  | 11,700m <sup>3</sup> ／日 |  |  |  |
|       | 時間最大 | 937m <sup>3</sup> ／時    |  | 845m <sup>3</sup> ／時    |  |  |  |
| 流入水質  | BOD  | 200mg／ℓ                 |  | 200mg／ℓ                 |  |  |  |
|       | SS   | 180mg／ℓ                 |  | 180mg／ℓ                 |  |  |  |
| 放流水質  | BOD  | 15mg／ℓ                  |  | 15mg／ℓ                  |  |  |  |
|       | SS   | 18mg／ℓ                  |  | 18mg／ℓ                  |  |  |  |

## 5. 農業集落排水施設の状況

本町では、農業集落排水施設が1施設稼働しています。施設の概要は下表に示すとおりです。

表 4-9 農業集落排水施設の概要

|        |                     |                       |
|--------|---------------------|-----------------------|
| 施設名称   | 吉野地区処理施設            |                       |
| 所在地    | 岡山県美作市<br>下香山467番地  |                       |
| 計画区域面積 | 20.1ha              |                       |
| 計画人口   | 1,500人              |                       |
| 敷地面積   | 2,836m <sup>3</sup> |                       |
| 稼働開始年  | 平成12年               |                       |
| 処理方式   | 汚水処理                | JARUS-XIV型            |
|        | 汚泥処理                | 濃縮汚泥→搬出               |
| 放流先    | 曾井川                 |                       |
| 計画汚水量  | 日平均                 | 374m <sup>3</sup> /日  |
|        | 日最大                 | 495m <sup>3</sup> /日  |
|        | 時間最大                | 15.6m <sup>3</sup> /時 |
| 流入水質   | BOD                 | 200mg/l               |
|        | SS                  | 200mg/l               |
| 放流水質   | BOD                 | 30mg/l                |
|        | SS                  | 70mg/l                |

## 6. 合併処理浄化槽の状況

本町では、公共下水道及び農業集落排水施設の他に、生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置を推進しており、設置に対する補助制度を施行しています。

### 勝央町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

施行年月日： 平成3年4月1日

補助対象区域： 公共下水道事業計画及び農業集落排水事業計画以外の町全域

補助金額： 合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、下表に示す人槽区分の欄に掲げる区分につき、同表に定める額を限度とする。

#### 補助金額

| 人槽区分   | 補助限度額    |
|--------|----------|
| 5人槽    | 332,000円 |
| 6～7人槽  | 414,000円 |
| 8～10人槽 | 548,000円 |

※ これ以外に、勝央町合併処理浄化槽設置整備推進協議会からも、  
補助残の全額補助制度があります。

## 7. 既定計画で設定された目標の達成状況

前期5ヶ年計画の目標年度として設定された、平成33年度(令和3年度)で、生活排水処理率93.0%を目指すとされていました。処理人口等の将来見込み検討の結果、令和3年度で生活排水処理率93.9%が見込まれることから、生活排水処理率に係る目標は達成の見込みです。

表4-10 前期5ヶ年計画の生活排水処理目標に係る達成状況

| 年度区分    | 目標年度における生活排水処理率 | 令和3年度(見込み) | 目標年度  |
|---------|-----------------|------------|-------|
| 生活排水処理率 | 93.0%           | 93.9%      | 令和3年度 |

## 8. し尿等処理経費

本町のし尿等処理に係る経費は、令和2年度において年間9百万円程度です。

令和2年度における処理及び維持管理費は、住民1人あたりでは約8百円、し尿等1kℓあたりでは約1万1千円となっています。

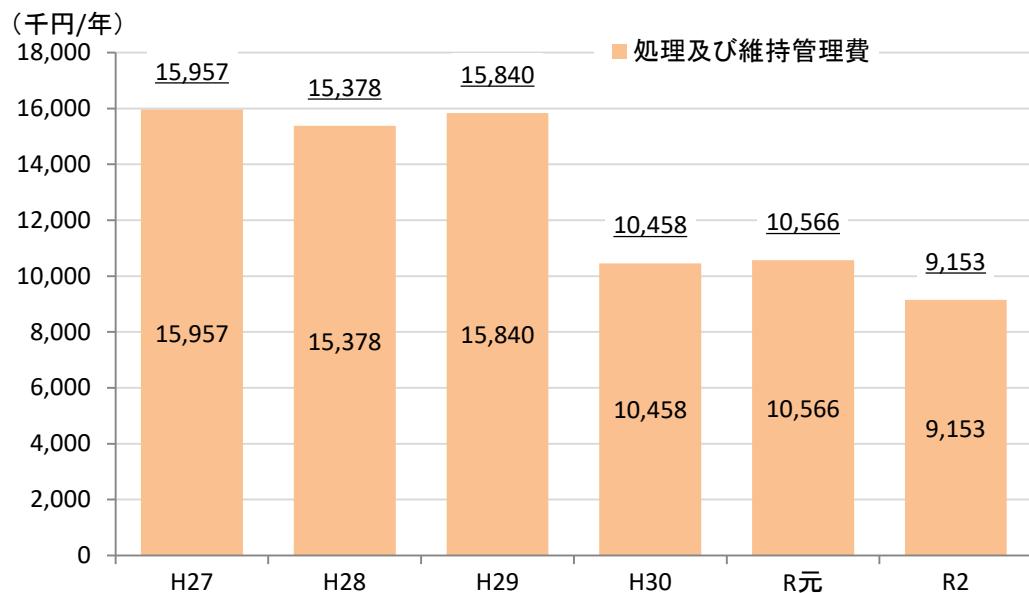
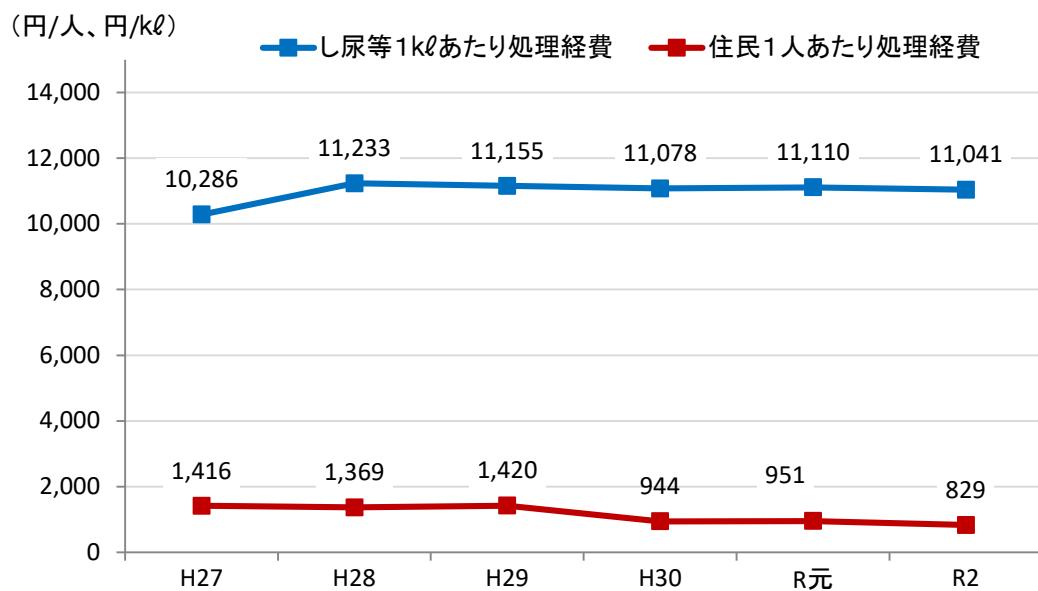


図 4-3 し尿等処理経費の推移



資料:一般廃棄物処理実態調査報告(環境省)

図 4-4 単位量あたり処理及び維持管理費の推移

## 9. 生活排水処理の課題

本町の生活排水処理の実態を把握した上で、現状及び今後の生活排水処理に係る問題点や課題を抽出すると、次のとおりです。

### (1) 生活雑排水の未処理放流について

本町の生活排水処理体系をみると、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理の普及が進んでおり、生活排水処理率は94.0%（令和2年度末現在）です。残る6.0%の生活雑排水は、未処理で公共用海域に排出されている状況であり、水質汚濁の一因となっています。なお、令和元年度実績による生活排水処理率の全国値は84.3%です（一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和元年度）について、環境省、令和3年3月30日より）。

公共用海域の水質は、近年徐々に改善する方向にありますが、中小河川、閉鎖性水域等では改善が遅れているとされています。この原因は生活排水に由来し、未処理で放流される生活雑排水が大きな部分を占めるといわれていることから、生活雑排水処理対策に引き続き取り組んでいく必要があります。

### (2) 生活排水処理施設の整備について

本町の「生活排水処理」は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により行われています。公共下水道は、公共下水道及び特定環境保全公共下水道のことで町内全域の整備が完了しています。合併処理浄化槽は、人口が密集していない地域の個別家屋等の生活雑排水処理に対して有効であるので、引き続き整備、普及に努めていく必要があります。さらに、単独処理浄化槽を設置している家庭等に対して、公共下水道へ接続する等の周知・啓発活動を継続していく必要があります。

### (3) 生活雑排水による汚泥負荷排出量の削減について

生活雑排水とは、家庭、事業所等の厨房、風呂場、洗濯場等から排出される污水であり、前述のとおり、公共用海域の水質汚濁の一因となっています。下水道や合併処理浄化槽で処理する場合であっても、処理システムの過剰な負荷は処理水の悪化を招き、さらに公共用海域の水質汚濁へつながります。従って、排出源での汚泥負荷排出量削減は、水環境の保全に寄与します。

排出源での汚泥負荷排出量削減とは、たとえば台所における調理くずや食物残渣の回収、食器等の汚れをまず拭き取ってから水洗いすること等があげられます。町民の協力により汚泥負荷排出量の削減に向けた、行政の啓発活動を続けて行く必要があります。

### (4) 合併処理浄化槽の適正な維持管理について

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ以下と、下水道終末処理施設の二次処理水並みです。また、設備の設置に係る費用が比較的安価で、設置に要する期間も極めて短く、投資効果の発現が早いという利点を持っています。

浄化槽の維持管理は民間業者が行っており、その維持管理方法について、岡山県とも連携して民間業者に協力を要請していく必要があります。

## 第2節 生活排水処理の基本方針等

### 1. 生活排水処理に係る理念、目標

水環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で、生活排水対策を積極的に推進していくことが重要な課題となっている今日、社会的にその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきています。

このような状況から、生活排水を適正に処理することにより、身近な公共用水域の水質改善を図るべく、生活排水処理に関する事業に取り組み、地域住民の理解と協力のもとに、生活環境により快適で豊かな水環境を得ることを生活排水処理目標とします。

### 2. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、以下のとおりとします。計画処理区域は、本町全域とします。

表 4-1-1 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類     | 対象となる生活排水の種類        | 処理主体     |
|-------------|---------------------|----------|
| 公共下水道       | し尿及び生活雑排水           | 町        |
| 特定環境保全公共下水道 | し尿及び生活雑排水           | 町        |
| 農業集落排水施設    | し尿及び生活雑排水           | 町        |
| 合併処理浄化槽     | し尿及び生活雑排水           | 個人等      |
| 単独処理浄化槽     | し尿                  | 個人等      |
| し尿処理施設      | し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥 | 勝英衛生施設組合 |

### 3. 生活排水処理区域

公共下水道により処理する対象区域、ならびに農業集落排水により処理する対象区域以外の本町域を、生活排水処理区域として合併浄化槽により処理する対象区域とします。

## 4. 生活排水処理に係る基本方針

生活排水処理は、快適な日常生活を営むうえで不可欠であるばかりでなく、河川等の公共用水域の水質保全に大きく寄与するものです。生活排水処理対策として水の適正利用に関する普及と啓発を行うとともに、生活排水処理に係る基本方針を次のとおりとします。

### 基本方針

1. 都市計画区域内の生活排水処理は、下水道（公共下水及び特定環境保全公共下水道）を中心として、整備がすでに完了しており処理場で稼働しています。  
引き続き下水道整備区域内における全ての家庭、事業所が下水道設備へ接続するよう、啓蒙啓発を行います。
2. 農業振興地域の生活排水処理は、特定環境保全公共下水道と農業集落排水を中心として、平成22年度に整備が完了しています。すべての家庭等が水洗化されるよう、啓蒙啓発を行います。
3. 下水道、農業集落排水の対象地域以外の地域では、合併処理浄化槽による処理としています。合併処理浄化槽が計画的に整備されるよう努めており、引き続き住民に対して啓蒙啓発を行います。
4. し尿の自家処理については、衛生処理への転換を図ります。し尿の自家処理が減少し、し尿の衛生処理率が向上するようし尿の収集計画の改善を図るとともに、住民に啓発あるいは指導を行います。
5. し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥は、し尿処理施設で処理します。勝英衛生施設組合が管理・運営するし尿処理施設で、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、組合が実施する必要に応じた適切な整備に対して協力していきます。

### «SDGs のゴール»



## 5. 生活雑排水の適正処理に向けた啓発への取組み

広報誌等を活用により、環境にやさしい人づくり『水にやさしい生活を送っていただく』ことへの理解を深めていただくため、生活雑排水処理の大切さ、河川等の公共用水域の水質保全の大切さについての周知・啓発に取り組んでいきます。

>>>水にやさしい生活を送りましょう<<<



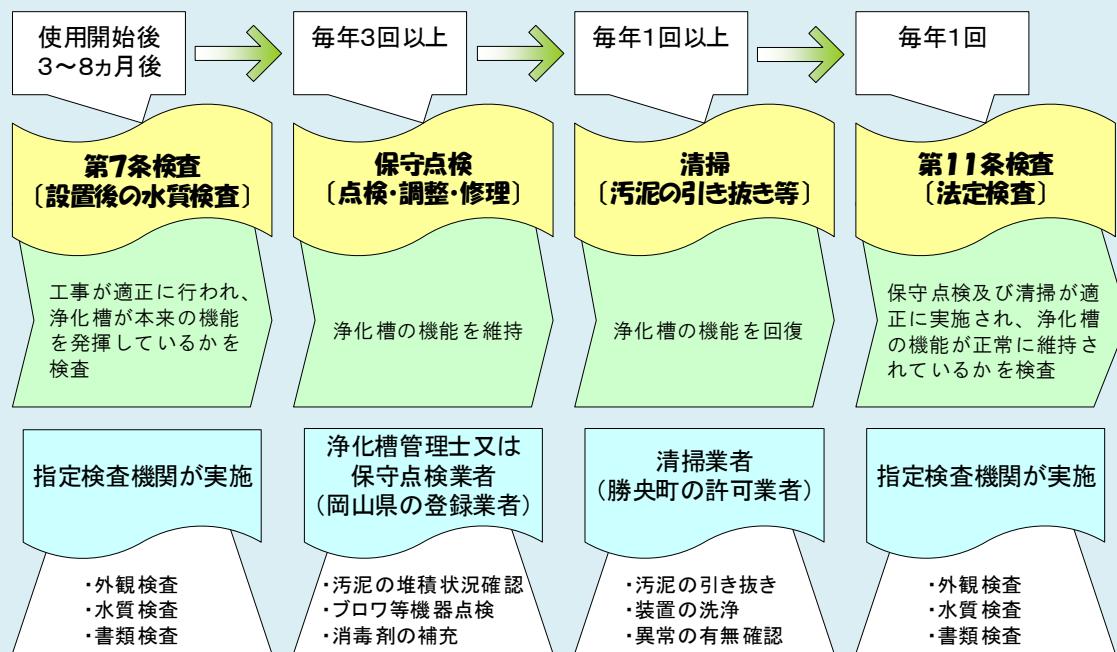
資料：環境省「生活排水読本」

## 6. 净化槽の適正管理に向けた啓発への取組み

合併処理浄化槽は、その機能を発揮させるためには保守・点検、清掃等が不可欠です。そのため、浄化槽設置者に対し、保守・点検、清掃等の必要性について説明等を引き続き実施し、浄化槽の適正管理を推進するものとします。

>>>浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょう<<<

## ① 浄化槽管理の流れ



## ② 保守・点検

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。保守点検は、**岡山県の登録を受けた保守点検業者**に委託してください。
- 浄化槽の色々な装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により汚泥の状態を確認します。
- 汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。



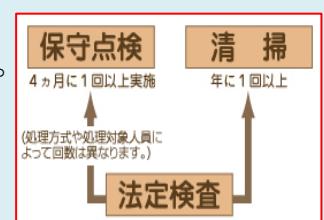
## ③ 清掃

- 浄化槽の清掃は、**勝央町の許可を受けた浄化槽清掃業者**に委託してください。
- 浄化槽に、処理によって生じた汚泥が多くたまると処理が不十分になり、悪臭の原因になります。
- 汚泥などを引き抜き、付属装置を洗浄、掃除することが必要です。



## ④ 法定検査

- 法定検査は、**岡山県の指定する検査機関**が実施します。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。
- 「保守点検」「清掃」とは別に、法定検査を年に1回必ず受けなければなりません。そのほかには、使用開始後3ヶ月~5ヶ月以内に設置後の水質検査を実施します。



## ⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

## 第3節 生活排水処理基本計画

### 1. 生活排水の処理計画

#### (1) 中期5ヶ年計画の中間目標年度

基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、できるだけ多くの生活排水を施設において処理することを目的として、実情に対応した処理施設の整備等を推進していきます。

現在(令和2年度)生活排水処理率及び生活排水処理形態別の人口内訳等は、下表に示すとおりです。なお、中期5ヶ年計画の中間目標年度は、令和8年度に設定します。

#### (2) 現在及び中間目標年度における生活排水処理

##### ① 生活排水処理の目標

| 区分      | 年度 | 現在<br>(令和2年度) | 目標年度における<br>生活排水処理率 | 目標年度  |
|---------|----|---------------|---------------------|-------|
| 生活排水処理率 |    | 93.9%         | 95.1%               | 令和8年度 |

##### ② 人口の内訳

| 区分              | 年度 | 現在<br>(令和2年度) | 目標年度<br>(令和8年度) |
|-----------------|----|---------------|-----------------|
| 1.行政区域内人口       |    | 11,041人       | 10,775人         |
| 2.計画処理区域内人口     |    | 11,041人       | 10,775人         |
| 3.水洗化・生活雑排水処理人口 |    | 10,374人       | 10,251人         |

注)令和2年度は令和3年3月31日の値。

##### ③ 生活排水の処理形態別内訳

| 区分                              | 年度 | 現在<br>(令和2年度) | 目標年度<br>(令和8年度) |
|---------------------------------|----|---------------|-----------------|
| 1.計画処理区域内人口                     |    | 11,041人       | 10,775人         |
| 2.水洗化・生活雑排水処理人口                 |    | 10,374人       | 10,251人         |
| (1)合併処理浄化槽人口                    |    | 218人          | 228人            |
| (2)下水道人口                        |    | 9,486人        | 9,441人          |
| (3)農業集落排水施設人口                   |    | 670人          | 582人            |
| 3.水洗化・生活雑排水未処理人口<br>(単独処理浄化槽人口) |    | 136人          | 115人            |
| 4.非水洗化人口                        |    | 531人          | 403人            |
| (1)し尿収集人口                       |    | 522人          | 395人            |
| (2)自家処理人口                       |    | 9人            | 8人              |
| 5.計画処理区域外人口                     |    | 0人            | 0人              |

## **2. 生活排水を処理する人口等**

---

### **(1) 公共下水道**

市街化区域の生活排水処理は、公共下水道による処理を中心とします。本町では公共下水道及び特定環境保全公共下水道である。現在供用開始しています。

勝央町公共下水道事業経営戦略(令和3年3月)によれば、目標年度の令和8年度において、下水道処理人口は9,441人となっており、公共下水道整備区域内普及率は98.5%となります。

### **(2) 農業集落排水施設**

農業振興地域の生活排水処理は、農業集落排水施設による処理を中心とします。

勝央町公共下水道事業経営戦略によれば、目標年度の令和8年度において、農業集落排水施設人口は582人となっており、震業集落排水施設普及率が87.5%になります。

### **(3) 合併処理浄化槽**

合併処理浄化槽は、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外における生活排水処理施設の中心であり、個別住宅、分散集落などでは有効な施設です。

将来見込みの推計の結果、目標年度の令和8年度において、合併処理浄化槽人口は228人となり、上記の(1)～(3)の各種施策の取組みの結果、生活排水未処理人口が、令和2年度で667人であったものが、令和8年度で518人に減少する見込みです。

### **(4) 生活排水処理率**

公共下水道や合併処理浄化槽等により生活排水の適正処理が行われている割合(生活排水処理率)について、中期5ヶ年計画の目標年度として設定する令和8年度において、95.1%を目指します。

## (5) 現在及び目標年度における生活排水処理

処理形態別人口及び生活排水処理率の将来見込みの推計結果を、下図に示します。

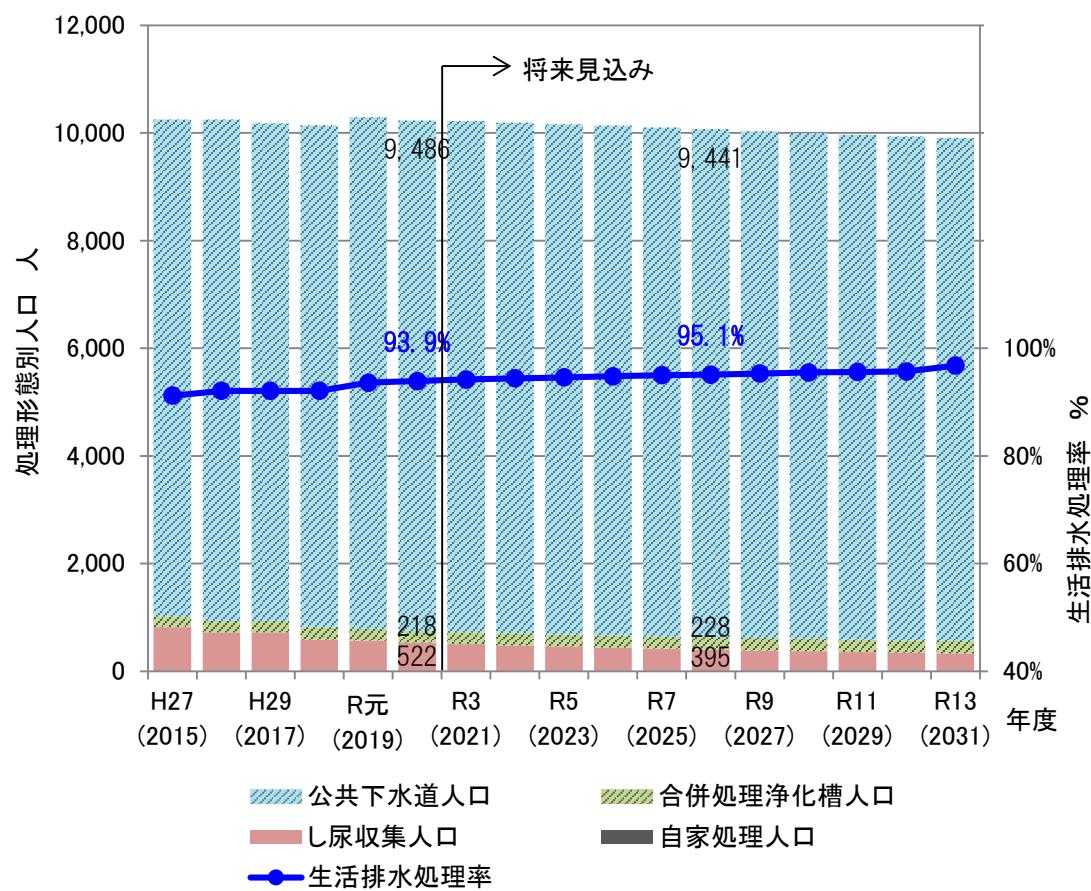


図 4-5 処理形態別人口及び生活排水処理率の将来見込み

## (6) 生活排水処理施設の整備計画の概要

生活排水処理施設の整備計画は、下表に示すとおりです。

表 4-1-2 整備計画の概要

| 施設名称     | 整備計画の概要   |
|----------|---|
| 公共下水道    | 公共下水道・特定環境保全公共下水道<br>終末処理施設:勝央浄化センター<br>全体計画:<br>目標年次 令和 17 年度<br>整備面積 758.41ha<br>計画人口 10,030 人<br>計画汚水量 12,900m <sup>3</sup> /日(日最大)<br>認可事業:令和 3 年 3 月(最終事業認可年月)<br>供用開始 公共:昭和 55 年 6 月<br>特環:平成 5 年 8 月 |
| 農業集落排水施設 | 吉野処理区<br>計画区域面積:20.1ha<br>計画人口:1,500 人<br>計画汚水量:374m <sup>3</sup> /日<br>穢動開始年:平成 12 年   |
| 合併処理浄化槽  | 合併処理浄化槽設置に対する補助金交付要綱に基づき、合併処理浄化槽設置を促進<br>勝央町浄化槽設置事業補助金交付金要綱<br>対象地域:公共下水道事業計画及び農業集落排水事業計画以外の町全域<br>補助金額(限度額):5 人槽 ;332,000 円<br>6~7 人槽;414,000 円<br>8~10 人槽;548,000 円                                       |
| し尿処理施設   | 滝川苑<br>所管:勝英衛生施設組合<br>構成市町村:美作市、西粟倉村、勝央町、奈讓町、美咲町<br>美咲町旧旭町地区は、真庭市にし尿処理を委託<br>美咲町旧中央町地区は、津山市にし尿処理を委託   |

## ① し尿・汚泥の処理計画

現行のし尿収集量及び浄化槽汚泥の収集、処理、処分体系は、下図に示すとおりです。

本町における、し尿収集量及び浄化槽汚泥排出量は減少傾向にあります。今後もし尿及び浄化槽汚泥の発生、排出が見込まれます。従って、現行体系の維持、継続により、し尿及び浄化槽汚泥の処理、処分を行っていくものとします。

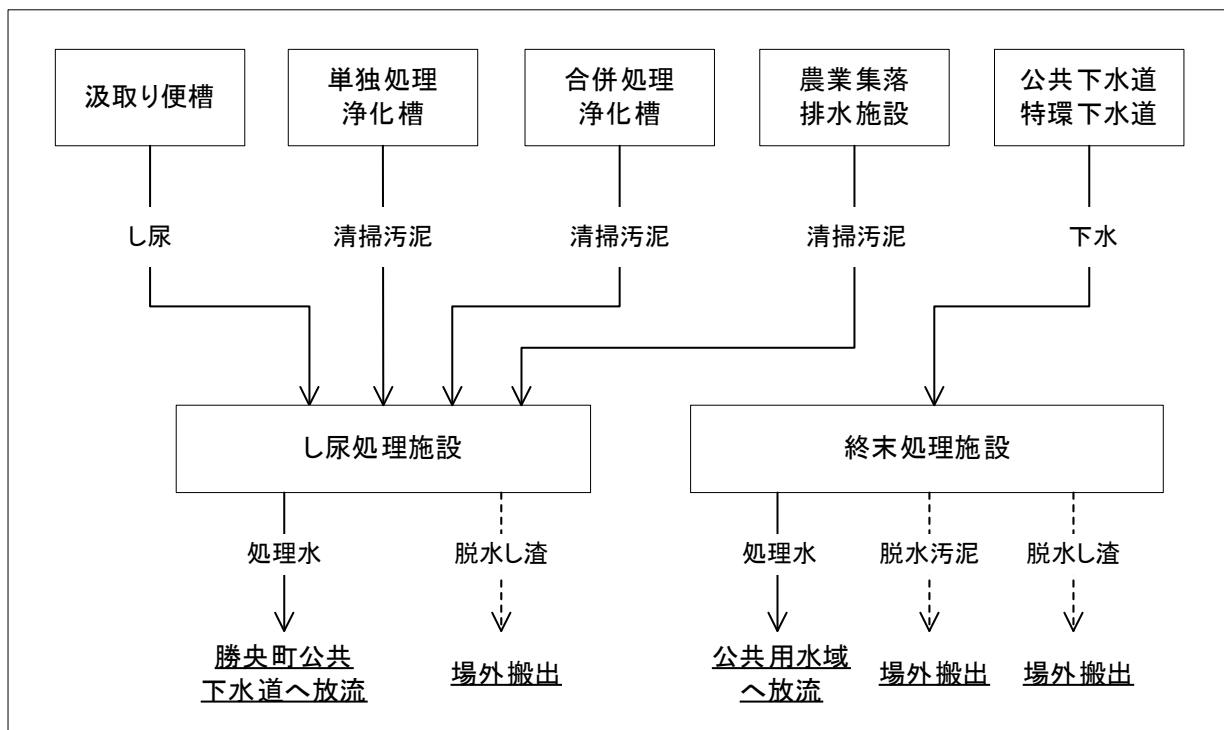


図 4-6 し尿・浄化槽汚泥の処理・処分体系

## (7) 収集・運搬計画

### ① 収集・運搬計画に関する目標

生活圏から発生するし尿、浄化槽汚泥等を、迅速かつ衛生的に処理するため、し尿、浄化槽汚泥等の収集の需要に応えるべく、収集体制の効率化、円滑化を図ります。

### ② 収集区域の範囲

本町の全域を収集対象区域とします。

### ③ 収集・運搬の方法及び時間等

#### ア. 収集・運搬主体

収集・運搬については、現行どおり、許可業者により行うものとします。収集物は、し尿処理施設へ搬入します。なお、収集・運搬にあたっては、し尿、浄化槽汚泥等、発生源の異なるものをバキューム車に混載しないこととします。

#### イ. 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方式とします。

#### ウ. 収集方法

業者の定期収集及び住民の申し込みによる随時収集とします。

#### エ. 施設搬入時間帯

施設への搬入時間帯は、8:30～16:30とします。

#### オ. 収集・運搬対象物

計画収集区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥の全量及び全農業集落排水施設汚泥量とします。

### (8) 処理計画

#### ① 処理に関する目標

処理の目標は、処理対象物の量的、質的な変動に十分対応できるよう現行施設を活用し、適正処理を図っていきます。

将来のし尿・浄化槽汚泥の処理量の見込みは、下図に示すとおりです。

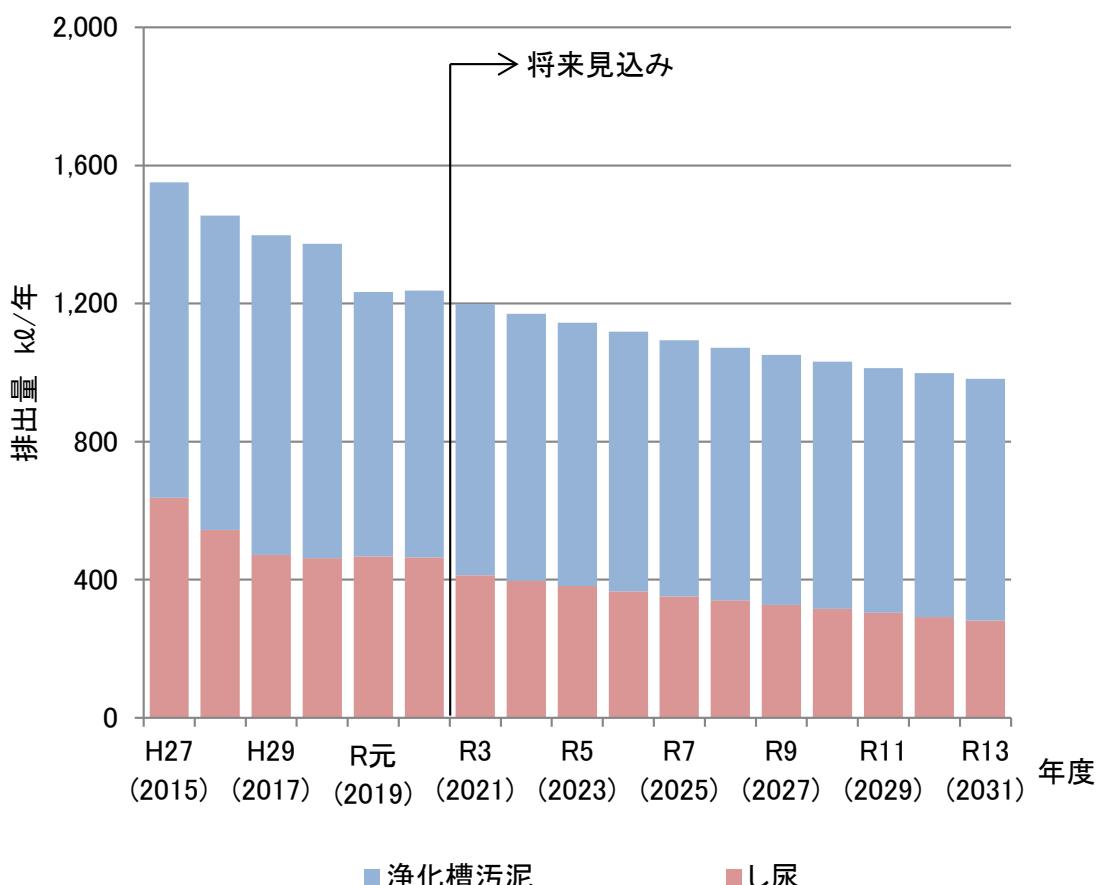


図 4-7 将來のし尿等処理量

## ② 中間処理の方法及び量

### ア. 中間処理対象物

計画収集区域内から収集されるし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥とします。

### イ. 処理方法

収集し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥は、処理施設へ搬入します。なお、し尿等処理量の推計結果等から、脱水し渣の場外排出量は概ね $5m^2$ ／年が見込まれます。

### ウ. 処理量

収集されるし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥の全量とします。

### エ. 処理施設

処理施設は、勝英衛生施設組合が管理、運営するし尿処理施設とします。

## ③ 運転管理計画

し尿処理施設の運転及び管理主体は、勝英衛生施設組合とします。

## 第4節 その他

### 1. 災害廃棄物対策

災害時に避難場所等で発生するし尿等は、衛生面からも早急な収集が必要であり、その処理体制を構築する必要があります。

本町で策定済の地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に従って、災害発生時のし尿等の処理を行っていくものとします。必要に応じ、岡山県、公益社団法人全国都市清掃会議及び関係業界団体を通じて近隣市町、関係業者へも応援を依頼するなど、関係機関との連携を図っていくものとします。

(余 白)

## **第5章 計画の進行管理**



## 第1節 計画進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取組の状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていくことが必要です。

そのため、Plan(計画)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(改善・処置)のPDCAサイクルより、継続的に管理していくものとします。

なお、進行管理は、勝央町廃棄物減量等推進審議会に結果を報告し、計画に変更が生じる場合は、意見を求めるものとします。

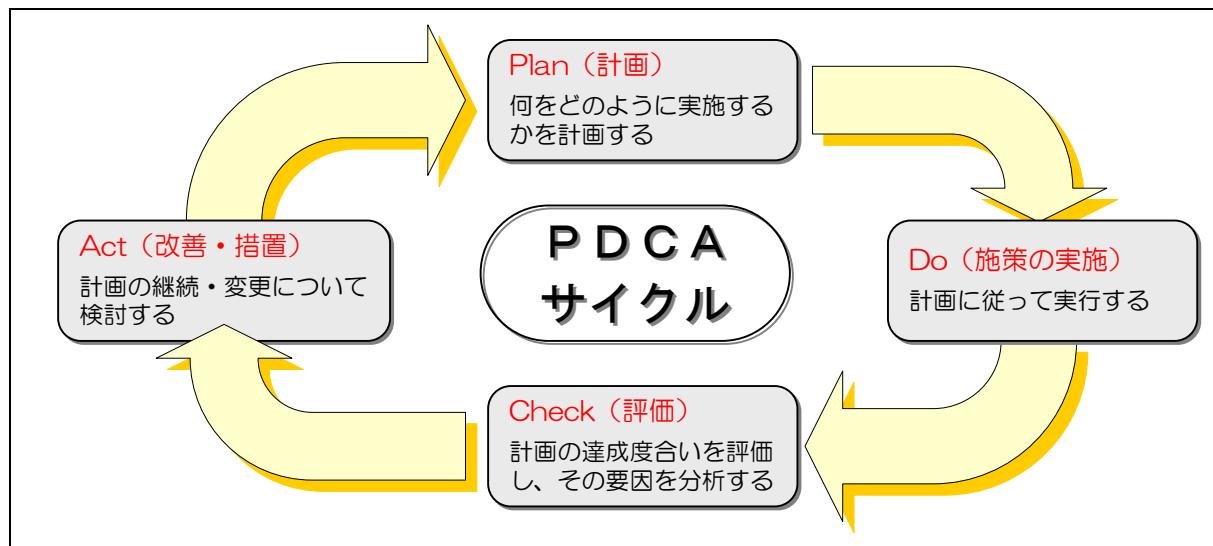


図 5-1 計画の進行管理手法